

## 令和元年第4回せたな町議会定例会 第1号

令和元年12月16日（月曜日）

### ○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第12号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第13号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 8 発議第1号 せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第1号 令和元年度せたな町一般会計補正予算（第6号）
- 10 議案第2号 令和元年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第3号 令和元年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第4号 令和元年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第5号 令和元年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第6号 令和元年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第7号 令和元年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第8号 令和元年度せたな町病院事業会計補正予算（第3号）
- 17 議案第9号 せたな町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例について
- 18 議案第10号 せたな町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について
- 19 議案第11号 せたな町法務専門調査員の任用等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 20 議案第14号 せたな町表彰条例等の一部を改正する条例について
- 21 議案第15号 せたな町手数料条例等の一部を改正する条例について
- 22 発議第2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

### ○出席議員（12名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 吉田 実 君  | 2番 梶田 道廣 君 |
| 3番 本多 浩 君  | 4番 橋本 一夫 君 |
| 5番 熊野 主税 君 | 6番 道高 勉 君  |
| 7番 大湯 圓郷 君 | 8番 横山 一康 君 |
| 9番 石原 広務 君 | 10番 平澤 等 君 |

11番 菅原義幸君

12番 真柄克紀君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	成田円裕君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	小坂橋司君
財政課長	佐野英也君
税務課長	高橋純君
町民児童課長	濱口喜秋君
認定こども園長	鎌田郁美君
保健福祉課長	樋口靖君
農務課長	佐藤英美君
水産林務課長	横川洋二君
建設水道課長	丹羽優君
会計管理者	萩原勝幸君
国保病院事務局長	西村晋悟君
総務課長補佐	小林和仁君
まちづくり推進課長補佐	阪井世紀君
財政課長補佐	河原泰平君
町民児童課長補佐	坂谷洋二君
保健福祉課長補佐	浜高正明君
地域包括支援センター所長	長内京君
農務課長補佐	吉田有哉君
水産林務課長補佐	八木忠義君
建設水道課長補佐	平田大輔君
国保病院事務局次長	中川譲君

経営戦略室次長	手塚	清人	君
財政課主幹	井村	裕行	君
町民児童課主幹	黒澤	美知子	君
保健福祉課主幹	古守	亜珠	君
保健福祉課主幹	竹内	亜希子	君
保健福祉課主幹	藤谷	知昭	君
地域包括支援センター主幹	今川	勇吾	君
建設水道課主幹	川上	佳隆	君
建設水道課主幹	金澤	喜嗣	君
建設水道課主幹	鈴木	涼平	君
総務係長	中山	康春	君
職員厚生係長	尾野	裕也	君
防災係長	斉藤	哲章	君
まちづくり推進係長	松原	孝樹	君
商工労働観光係長	撫養	和伯	君
財政係長	稲船	洋志	君
障がい福祉係長	平田	慎太郎	君
保健推進係長	垣本	利子	君
包括支援係長	大久保	麻未	君
地域支援係長	金澤	早苗	君
地域支援係長	田畑	貴子	君
農政係長	大庭	啓真	君
耕地係長	大斉	藤彦	君
水産係長	油谷	好彦	君
土木係長	桑田	一良	君
水道係長	大野	秀幸	君
管財係長	高橋	真一	君

《大成総合支所》

支所	長	杉村	彰	君
次	長	佐々木	正人	君
大成診療所事務主	長幹	古守村	幸大樹	君

《瀬棚総合支所》

支所	長	上野	宏行	君
養護老人ホーム三杉荘	所長	横川	忍彦	君
次	長	増田	和彦	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	神田	昌君
次	長	古畑	英規君
瀬棚教育事務所	長	杉村	輝明君
主幹		山本	亨君
学校給食センター	副所長	久津間	智君
総務係	長	内解	人君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	西田	良子君
-----	---	----	-----

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記	長	原	進君
書記	次長	小林	和仁君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	丹羽	小百合君
次	長	上野	朋広君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局	長	丹羽	小百合君
次	長	上野	朋広君
事務局	総務係	原田	翔太君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員12名で定足数に達していますので、令和元年第4回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において10番、平澤等議員、11番、菅原義幸議員を本日の会議録署名議員に指名をいたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日から12月18日までの3日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から18日までの3日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告を申し上げます。

まず最初は、せたな町立国保病院歯科部門の廃止についてということでございますが、これにつきましては、昭和51年5月に開設以来、地域住民の健康増進に寄与してまいりましたが、現歯科医師が定年退職を迎えることに加え、患者の減少が見込まれる中、民間歯科診療所との役割分担な

どについて10月15日開催のせたな町医療等対策審議会において諮問いたしました。11月25日に歯科部門の廃止については総合的にみて妥当であるとの答申が出され、このことを踏まえ令和2年3月31日をもって廃止することとしたものであります。廃止に伴い、町民の皆様にご不便をおかけしないよう対応をして参ります。

なお関係条例の改正等につきましては、3月定例会において改めて提出をさせていただく予定としております。

次に瀬棚診療所の月曜日及び金曜日の午後診療休診についてでございます。

本年4月から瀬棚診療所の外来診療については、毎週木曜日の午後を除く月曜日から金曜日まで、国保病院の常勤医師でシフトを組み診療にあたって参りました。一方、国保病院においては、平日の診療のほか当直業務や毎週火曜、木曜の夜間診療に加え、土曜、日曜、祝日においても24時間対応するためのシフトを組んで診療にあっており、過度の勤務による常勤医師の疲弊が懸念されております。このようなことから医師の負担軽減を図るとともに当町の地域医療を継続して行っていくため、瀬棚診療所については、外来患者数の少ない月曜日及び金曜日の午後診療を1月から休診とさせていただくこととしました。

今後、地域住民への周知につきましては、連絡員等を通じて行って参りたいと考えております。

次に、令和元年度中間期における農業及び漁業情勢についてご報告申し上げます。

はじめに農業ですが、全道的に春先は好天に恵まれ農作業も順調に進みましたが、檜山地方においては6月下旬から7月中旬までの低温や日照不足による天候不順の影響により、一部の農作物の品質に影響を及ぼしたと聞いております。

基幹作物の水稲については、北海道農政事務所が発表した10月15日現在の北海道の10アール当たりの予想収穫量は571キロで、作況指数は104のやや良となっております。本町を含めた檜山管内では10アール当たりの収量が、今年の同時期に比べ20キロ多い504キロ、作況指数は昨年と比べ5ポイント増の98のやや不良の作柄になりました。昨年と比較して、タンパク値の高い米が多く見られると伺っております。

畑作物や豆、野菜類などの生育についても天候不順の影響により、品質低下を招いた作物があったと伺っております。

飼料作物である牧草やサイレージ用トウモロコシについては、天候不順の影響が少なく収穫作業も順調に推移したと伺っております。

こうした中、現時点の生乳生産については、昨年を若干下回っておりますが、肉牛の販売においては、昨年同様に価格が高く堅調に推移しております。

次に漁業情勢ですが、本年4月から10月末における地元漁業生産は、水揚げ量863トン、金額6億8,700万円余りとなり、前年同期と比べ漁獲量では65トン、水揚金額では4,800万円ほどの減少となっております。主な要因としましては、イカ釣り漁業が不漁だった昨年の漁獲量を大きく下回り1億2,000万円の減となっていることが主な要因であります。

魚種別に見ますと、主要魚種であるスルメイカについては、昨年に続く全国的な不漁の中、夏場の盛漁期に漁場が形成されず平年を大きく下回る漁獲量だったことや、外来船の減少による水揚げの影響など厳しい状況が続いております。このようなことからイカ釣り漁業に関しては、今後の漁

獲の推移に引き続き注視していくこととしております。

秋サケについては、町内の水揚げが好調に推移し、水揚額が2年振りに1億円を超えた矢先、10月9日の低気圧の影響でサケ定置の網などに大きな被害があり、その後のサケ漁ができなくなったところであります。

一方で前浜の重要資源であるウニやナマコについては、魚価や水揚が安定している状況で、併せて2億6,000万円ほどの水揚額となるなど、漁業収入の基礎となる重要な資源となっております。より安定的な資源となるよう令和2年度へ向け、引き続き各種事業や種苗センターを活用した事業を検討しているところであります。冬場の操業に向けては、時化も多くなるなど厳しい操業条件下ではありますが、今後の漁獲の伸びに期待をしているところであります。

なお数値等に関する資料をお手元に配付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

次に愛知県豊山町との友好交流都市協定の締結について報告いたします。北檜山区愛知町内会を中心に交流を進めてまいりました愛知地区の入植元であります愛知県豊山町と11月14日、豊山町役場において、友好交流都市協定を両町の町長、町議会議長出席の下、締結しました。協定内容は、両町と町民は、文化、教育、芸術、経済、防災など幅広い分野における交流を通じて、さらなる発展と互いの理解と連携を深めていくものでございます。

今後は愛知町内会を中心に両町の町民はもとより、小中学生の交流など、自然豊かなせたな町と航空産業の豊山町と互いの特色を生かし、より一層交流を深めていきたいと考えております。

次の工事発注状況、そして町長、副町長の動向については、別紙のとおりとなっております。ご参照いただきたいと思います。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（真柄克紀君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に重ねて申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問、答弁は簡明簡潔にするようお願い申し上げます。

それでは通告順に順次発言を許します。

2番、榊田道廣議員。

○2番（榊田道廣君） 先に提出しました件について質問をさせていただきます。

医療再編における大成診療所の位置付けについてということで、現在、せたな町医療等対策審議会の答申を踏まえ、町立国保病院改革プランに沿って建替えについて検討されていることと思えます。また、先般の北海道新聞の記事の中に厚生労働省において、再編の検討を要する病院の中にせたな町立国保病院が含まれていました。当町の持続可能な病院体制のためには再編問題は避けて通れない課題と考えていますが、大成区は北檜山区まで車で30分以上かかることなどもあり、高齢者の多い大成区民の中でも診療所の存続は非常に関心の高い話題の一つです。瀬棚診療所においては、来年1月から月曜、木曜、金曜の午後診療を休診することになりました。当町の地域医療を継

続して行うためには必要な措置かもしれませんが、大成診療所の今後の展開、医療再編における位置付けについて、町長はどのように考えているのか伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは梶田議員の質問にお答えをさせていただきます。

ご質問にありましたとおり持続可能な病院体制のためには、再編問題は避けて通れない課題であるという認識は議員と一緒にするものでございます。その上で今後の大成診療所の展開と医療再編における位置付けについてでございますが、ご質問のとおり大成診療所は、直近の医療機関であるせたな町立国保病院及び八雲町熊石国民健康保険病院からは、どちらも約35キロ離れており、大成区唯一の医療機関であります。

現在は、外来診療や救急搬送、時間外診療のほか、往診や特別養護老人ホームの回診、各種予防接種などの保健事業にも対応しているところです。大成区においては高齢化率が57%を超えていることから、高齢者の方々の医療ニーズに対し可能な限り対応していきたいと考えております。

先般このような中、厚生労働省が公表した再編や統合の検討が必要な公的病院の中に、せたな町立国保病院や近隣の町立病院が含まれていたという状況になっております。これを受けて北海道が中心となり、2次医療圏全体で行う地域医療構想調整会議において協議が進められることから、これらの協議内容や地域医療構想を基に、町として医療再編に関する対応方針を検討していく必要があります。

大成診療所の今後の展開については、現時点で、瀬棚診療所と同様に町立国保病院の建替えに関連して閉鎖する考えは持っておりません。しかし今後については、患者数の推移や医療スタッフの動向など、取り巻く環境の変化により診療体制の見直しをせざるを得ない状況も考えられます。いずれにいたしましても、先ほど申し上げました地域医療構想調整会議の結果を踏まえながら、今後の方針を検討してまいります。

ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 再質問をさせていただきます。

今、町長からは、大成診療所は今後も瀬棚診療所とともに継続していくという回答をいただきました。このことにつきましては、大成区民の皆さんは大変喜んでいただけていると思っております。ということで簡単に再質問をさせていただきたいと思えます。

現在、大成診療所は診療に関わる大勢の方々の献身的な努力によって毎日の診療が確保されていますが、ますます高齢者が増える中、今後とも北檜山国保病院の常勤医師の疲弊が起きないように十分配慮していただくとともに、現在と同様の安定した診療体制を維持、継続してほしいと思えますが、再度、町長の考えをお伺いします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2問目のご質問にお答えをいたします。

課題として、議員の質問にもございました。やはり何と言っても医師、看護師そうした医療スタッフの確保ということが大きな課題となるかと思えます。私たちとしても、こうした医療スタッフの確保については、最大限努力をさせていただきますが、これまでもせたな町立国保病院について



は、2名の医師という状況も発生したこともございます。こうしたことが今後起こらないということはわかりませんので、そうした状況を作られないように私たち努力をいたしますが、そうした場合について、様々な方法で局面を乗り切るという努力をしなければならないと思います。いずれにしても、なかなか将来の見通しというのは立てづらい、町政において絶対ということはありません。何が起こるかわからないというのが町政でございます。ですからその都度課題を乗り越えていくということになりますが、これまでも高い壁もありましたし、厚い壁もございました。その都度乗り越えてまいりました。これからも持続可能な医療体制というものを考えながら、しっかりまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますことをご理解願います。

○議長（真柄克紀君） これで榊田議員の質問を終わります。

続いて4番、橋本一夫議員。

○4番（橋本一夫君） 議長の許可がおりましたので、せたな町における公園管理について、町長にお話を伺います。

令和元年町内会に管理委託している公園は玉川公園、若松公園、浮島公園の3公園があります。直営管理における施設は、北檜山グリーンパーク、狩場登山口にある山小屋、浮島公園トイレ、ふとろ海水浴場トイレがあり、高齢者事業団へ管理委託しているサケ観察広場トイレなど、数多くの公園施設が点在しています。芝生の管理については、町全体で約31ヘクタールあり、管理面積の中には年間の芝刈りが2回から8回行われております。町民がいこいの場として使用しているところは、当然、回数が多くなっていると思います。その中でも北檜山グリーンパークは週4回ほどの芝刈りを行っています。公園全体の管理運営費について平成30年度は2,300万あまり支出しております。

私を取り上げたいのは樹木の管理で、特に桜の木なのですが、玉川公園、サケ観察広場、利別川から真駒内川下流部における桜づつみが、てんぐ巣病に侵されている樹木が数多く見られ、中には倒木寸前の木もあります。病状の軽いものは今の内に処置すると助かるものも出てくると思いますが、適切に処理しなければ今後の植生にダメージが大きくなり、毎年町民が楽しみにしている桜の花と水仙の花見が薄れてくると思います。

今後、樹木の管理、特に桜の木をどのようにしていくのかお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは橋本議員のご質問にお答えをいたします。

公園等の樹木の管理につきましては、倒木や立ち枯れなどの危険木及び支障木の撤去は実施しておりますが、枝葉の剪定まで実施していないのが現状であります。

議員がご指摘のように、公園等の桜の木においては、てんぐ巣病に侵されている桜の枝が見受けられます。てんぐ巣病はカビの一種である菌が原因とされており、その胞子が飛散することにより広まるものであります。現時点では薬剤での防除方法が確立されていないため、病巣となった枝等を切除するか重症のものは伐採するしか方法がありません。また1回の除去作業では取り残しや新たな感染が発生することもあり、定期的に作業を実施することが必要であるとされておりますので、今後、計画的な対応を検討したいと考えております。しかしながら除去、伐採だけでは公園等の桜

は減少していきますので、植樹等により桜の植え替えをする必要があると思います。その際には、てんぐ巣病に弱いソメイヨシノなどの品種ではなく、強い品種での植栽を検討したいと考えております。なお真駒内川の桜づつみについては、河川管理者である北海道と町の間で桜づつみ等の維持管理に関する協定を締結しておりますので、協議しながら進めていきたいと考えております。また町が管理しております公園等の樹木については、様々な品種の樹木があり、中には荷卸の松などの北海道記念保護樹木もあることから、樹木医に相談し、今後の管理について検討させていただきたいと考えております。

ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 橋本議員。

○4番（橋本一夫君） それでは再質問を簡単にいたしますので、よろしくお願いします。

サケ観察公園広場の樹木がかなり大きくなってしまっていて、近隣の民家の方が、かなりお悩みになっている節があるんです。てんぐ巣病ももちろんそうなんですけれども、落ち葉の問題、そういう問題がありますので、その都度、適切に管理して地域住民が快く思うような管理をしてもらいたいと思います。特に住宅に近いところは、そのように今後よろしくお願いします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2問目の質問にお答えをいたします。

公園の樹木につきましては、非常にせたな町にお住まいの町民の皆さんや、外から来るお客様に潤いと憩いの場を与えていると思っております。適正な樹木の管理をしていかなければならないと思っておりますが、特に議員ご指摘になりました秋の落ち葉の問題については、いろいろと町民の皆さんからご意見をいただくということが多々ございます。

そうした中で、町としてもできる限りそうした苦情には応えているところでございますが、今後一層そうした住宅の近くの樹木については、特に気を使って今後そういうことのないようにと考えておりますが、ただ全て解決できるということではございません。この辺については、町民の皆さんのご理解もいただきたいと思います。精いっぱいやらさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） これで橋本議員の質問を終わります。

続いて6番、道高勉議員。

○6番（道高 勉君） それでは私から合併15周年におけるソフト記念事業の取り組みについて、ご質問をさせていただきます。

令和2年度には合併15周年という節目を迎えます。平成27年度の合併10周年には、記念式典やキャッチフレーズ、マスコットキャラクターが決定し、また町民による各種の記念イベントが展開されるなど節目を祝いました。平成30年3月に策定された第2次せたな町総合計画には基本理念として輪になってつなぐせたなの夢未来をキャッチフレーズに、町民が一つになって夢や希望を大きく未来につなげていくことが謳われております。今後における町政運営は、厳しい財政運営を強いる中で、予想を上回る人口減少や急速な少子高齢化の進展など課題が山積しております。これらの多様化した問題を乗り越えていくためには、町民の理解と協力が不可欠であると思っております。合併15周年を迎える契機において、さらなる夢未来に向かって各地域に魅力と活力を与え

て、町民一人一人が笑顔で郷土に自信と誇りを持っていただくことを目的として、次のソフト事業の取り組みについて、町長の所見を伺います。

1つ目、せたな町合併15周年記念事業として、町の魅力をイメージできたり、町民にも一体感を持って郷土の誇りと親しまれながら、後世に歌い続けられるような、せたな町のイメージソングの作製について伺います。

2つ目、町の顔でもある商店街通りのイメージアップを図るために、閉店されたシャッターに町のキャラクター入りのペンキ塗装を施すなど、観光振興と環境美化整備を目的とした制度設計の取り組みについて伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは道高議員のご質問にお答えをいたします。

我が町は幾多の変遷や長い歳月を経て平成17年9月1日に町村合併し、令和2年度には合併15周年の節目を迎えるということでございます。月日が経つのは誠に早いものであります。改めまして合併から今日までを振り返りますと、財政再建や行政のスリム化をはじめ、産業の振興や医療福祉、教育などの各分野において待ったなしの状況にあったなど、決して平坦な道のりではなかったと実感しております。これまで町民の皆様の温かいご支援とご協力をいただきながら、今日まで邁進してこられたことに対しまして、改めて皆様に感謝を申し上げる次第でございます。しかしながら議員ご指摘のとおり、予想を上回る人口減少や急速な少子高齢化の進展などにより、課題はまだ山積しており、町政はますます厳しさを増している状況にありますことから、こうした課題を一步步解決していくために、今後も町民の皆様の知恵と力をお借りしながら、多様化した問題を乗り越えて行かなければならないと考えているところであります。

1点目のご質問の合併15周年を迎えることを契機とした、町のイメージソングの作製でございますが、これは郷土に自信と誇りを持つための町民の一体感、さらには新たな町の魅力の発信やPRなどに着実に繋がるものと考えております。しかしながら幅広い年齢層がある町民の皆様に均一に親しみを持ってもらえるような楽曲の作成作業、あるいは作成に伴う予算措置などを考慮しますと十分な検討が必要であると考えていることから、今から作成準備をいたしまして合併20周年に向けてしっかりと作製してまいりたいと考えております。また合併に伴う記念事業の実施につきましては、合併10周年を迎えた平成27年度に記念式典をはじめとする各種記念事業を実施いたしました。今後においても記念事業の周期は10年ごとを目途に実施していきたいと考えているところでございます。

2点目のご質問であります。町内商店街には閉店されてシャッターの閉まったままのお店が目立つようになっております。このシャッターに絵を描いてPRにつなげている市町村は数多くありシャッターアートと言われております。商店街のイメージアップと観光振興の取り組みとしては、大変有効な手段であると考えておりますが、絵のイメージや絵の描き手、店の所有者、シャッターの維持管理など時間を要することから、今後、商工会や観光協会などと実現に向けてしっかりと協議をさせていただきたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 再質問させていただきます。ただいま町長から、イメージソングというも

のは、いろいろな面での効果があるという認識の中で、ただ十分検討するには時間がかかると。20周年を目指してとか、5年後を目指してということだというふうに思いますが、10周年の時に、キャラクターそれからキャッチフレーズ、こういったものが決定されて、これは全国に公募して決定されました。3町が本当に苦しい中、大同団結という思いで、心を一つにしながらいよいよ新しいせたな町という船出に向かって皆で突き進んでいくんだという思いの中で、私は10周年の時に本来であれば検討されるべきものだったと思います。今5年経って15周年と、今から15年前となれば町民の多くの人方も賛同されて、まちづくりについて協力された思いがあると思いますけれども、あと5年後となりますと、本当に高齢化率も上がっておりまして、そういうことを味わえない、感動されない、心に残らないという中でこの町が進むのかなと。それについては、全く先延ばしでいいのかと思うわけでございます。やはり必要な時には、15年ということはありませんけれども、町としてそういったものをこれから大きな誇りと自信と、そして子供たちの夢、小学生、中学生、高校生もそうでしょうけれども、やっぱりそういう小さい時に、そういう年代の時に、そういう町のイメージ的な思いを学ぶことによって、それがずっと大人になっても培って、そしてそれが我がふるさとを忘れない愛郷心というものが、私はずっと育まれるのではなかろうかと。そういう情操教育的なことも私は考えるべきだと思います、町の姿勢として。ですからそういうことで提案をさせてもらいましたけれども、20周年を目指してということですから、それまでの間に準備ができ次第そういったことに取りかかるということと私は思いますけれども、その辺もう一度、ご答弁をお願いしたいと思います。そしてまた町のイメージアップの一つとして、やはり町外からの来町者の、方々の北檜山方面に入ってくる、それから瀬棚に入ってくるイメージ、これ229号線ですけれども、やはり何かこの町はちょっと寂しいなど。今年、随分映画、そらのレストランそしてまた荻野吟子一粒の麦、いろいろとPRしてる町としては、町外から来る方々のイメージとしての戦略的な展開も必要でないかと思うわけです。それはやっぱり町だけではできませんので、今言ったように関係団体の皆さん方との協議を経て、そしてそういう町を作ってるんだと、新しい顔として町を作っていくんだという強い思いを町長がリーダーシップを持って1年でも早くそういうことに繋げてほしい。北海道には今すごくインバウンドという外国法人客がたくさんみえてます。この地域は、あんまり知られていないスポットなんです。ですからそういう意味でこれからそういうインバウンドの方々の地があるのかという、そういう観光振興に向けた展開の中での一つの戦略的な施策として、位置付けとしてということが我が町の全体的なプラス、経済的なプラスにもつながるんでないかと思うわけでございます。その辺についてももう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。

町のシンボルとしてこれまで町の花や鳥と、あるいはキャラクターセターナちゃんなどの作成をして町民の皆さんはじめ、観光に来た皆さんにもかわいがっていただいているというところでございますが、そうした中で言われましたような町の歌、これについてもやはりそういった愛町心の醸成を図るという意味からも、大変有効なものを受け止めております。ぜひできるだけ早くこれを実現をしたいという思いはしているところでございますが、いずれにしても小さな子供から高齢者の皆さんまで、共通して愛して歌っていただけるような歌というものを考えていかなければなり

ません。これは大変難しい課題になるというふうに思います。したがって時間を要するという話をさせていただいたところでございますが、20周年を目指してできるだけ早く町民の歌を作れるように努力してまいりたいと思っております。

それからこの2つ目のシャッターアートの関係ですが、これは町も、町民の皆さんのご協力いただきながら花いっぱい運動であるとか、そうしたさまざまな町のイメージアップに繋がるような事業を今展開しているところでございます。ただ訪れた方からは、せたなにはコーヒーを飲むところも無い。あるいはレストランも無いというような、さまざまなそうしたお話を聞くことが多いわけでありまして。町も一生懸命やっておりますが、これは町民の皆さんの自発的なそうした行動も当然必要になってまいります。町民の皆さんにおかれましても、こうした部分の新たな取り組みというのも期待をしたいと思っております。シャッターアートにつきましては、これはさまざまな町でいろいろな取り組みをしているところでございます。例えば、京丹後市では町の地元のシンボルの狛猫を活かしたシャッターアート、これは地域の方々が制作をしているということでありまして。山梨県ではボランティアの協力によりまして11点の作品を制作し、民話などを題材としたアートを描いている等、また東京足立区では、シャッターアートということで、この女子高校の美術コースの生徒、あるいは都立足立高校の美術部の生徒によりまして、商店街にゆかりのある花の絵を描いている等、さまざまなこうした取り組みがございます。町が主体としてやっているところ、あるいは民間でやっているところ、あるいは商店街がやっているところと、いろいろあるわけでございます。せたな町といたしましては、今後これを実施するに当たって、やはり商工会、観光協会としっかり連携をするということもございまして、何よりも持ち主のご理解もいただかなければならないということから、こうした課題についてしっかり取り組んで実現に向けて頑張りたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 3回目の質問でございます。

町長のイメージソングの基本的な考え方について意見を述べさせていただきますけど、子供から大人まで幅広い、それを考えなければならんということなんですけど、町のイメージっていうのは、自然風景だとか、やっぱり産業だとか、そういったものを表した、そしてそれに喜びを感じて希望を持って生きるんだという。それは幼稚園の子供からお年寄りまでっていうことで、幅広くてそれは5年経っても何年経っても一緒なんです。5年後にそしたらそれまでっていうふうにならないじゃないですか。だから題材はそういうことですよ。だからそれはやる気になればできるわけです。そういう前向きな、私は合併して15年経って、3区の町民のやっぱり思いは一つだという、それに向かってやっぱりこのアイデンティティでないですけど、せたな町らしいというものを作っていかなければならないんでないかと思っているんです。確かにキャラクターだとかありますよ。それにプラスアルファというものが、郷土の人には必要ではないかと。町長4期目に入ってるわけです。最初からずっとご苦労されていますけれども、そういった面で、今一度、原点に帰った中での町民の思いを一つにするという、そういったことについて、年齢的にっていうことになった時にちょっと私は異論はありまして、本当にそれは年齢は関係なくて5年先も一緒ということなんですけれども、その辺もう1回お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 3回目の町民の歌、イメージソングについてのご質問にお答えをいたします。

良い歌を作らなければならないと、町民にいつも口ずさんでいただける、そういった歌ということになります。私は実を言うと、そういった芸術的なセンスは持ち合わせておりません。議員のほうが、そういうのでは深いものを持っておられると思っております。そういうことで、やはりどういった歌詞にするかについても、やはり広く町民の皆さんの意見を伺って、よしこれでいこうというところを作り上げていくと。また曲にしましても、どういうイメージの曲がいいのか、これはいろいろな方が当然いると思います。ですからそういったものを総合的に考えて曲の雰囲気の設定もしていかなければならないということからすると、ある程度、時間をかけながら良いものを作っていくと。せっかく作っても、何だこんなもんかっていうようなことでは私も困りますので、そういった部分で良いものを、少し時間がかかるかもしれませんが、やはり町民の皆さんに良い歌だというふうに言ってもらい、歌っていただけるような歌を、ぜひ作ってみたいと考えておりますので、議員のご意見も十分参考にさせていただきます。これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（真柄克紀君） 次の質問者の前に11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

10番、平澤等議員。

○10番（平澤 等君） 発言の許可がございましたので、先に通告してあった2問について町長にお伺ひいたします。

まず1問目でございます。雇用拡大のための地元企業等への奨励事業についてということで、せとな町の人口は現在8,000人を切り、本年11月末で7,759人となっております。少子高齢化の波は全国的な問題であり本町も例外ではありません。町の活力を担う若者の地元定着を図ることは人口減少対策の一つであると考えます。残念なことに町内には若い人たちの雇用を支える企業も少なくなっており、新卒者のほとんどが札幌圏など都市部に職を求めて、本町に留まる若者はわずかでございます。若い人たちの雇用の安定を図り定住を促すためにも、雇用奨励の事業は政策的に有効であると考えますが、町長の見解を伺ひます。

2点でございまして、1点目は若者の雇用を図るための地元企業への奨励補助事業についてどのように考えているか。

2点目、雇用拡大のための新規企業の誘致についての考え方を伺ひいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 平澤議員のご質問にお答えいたします。

我が国は少子高齢化による人口減少が進んでおります。先日の日本政府の発表では2019年の

出生者数が統計開始以来初めて87万人を下回る可能性であると明らかにされました。せたな町におきましても2019年の出生数は11月末現在25人となっており、急速な少子高齢化による人口減少が進み、今後の労働環境や経済活動に深刻な影響が考えられます。9月の第3回定例会の一般質問でもお答えしましたように、地元の若者にとって業種や職種、賃金や労働時間などの労働条件面で希望する仕事が地元になかったという理由などから、檜山北高卒業後の進路では大学や専門学校への進学者が7割を超え、地元就職者は1割程度の状況となっています。

1点目の若者の雇用を図るための地元企業への奨励補助事業についてのご質問ですが、本年度まで実施しております商業チャレンジ等支援事業の後継事業のメニューに、雇用奨励補助金を加えることで検討したいと考えております。このメニューは檜山北高の新卒生を雇用した事業所には、給与などの支払総額に対して補助するもので、地元企業による地元の若者の雇用創出を図り、若者の定住、定着を促進するとともに、補助を受けた企業の職場環境の整備促進にもつながり、地域雇用の活性化が図られるものと考えております。

2点目の雇用拡大のための新規企業誘致についてですが、民間事業者による風力発電事業を町では推進しており、来年1月には風力発電施設が本格稼働する予定です。また再エネ海域利用法により洋上風力の促進区域に指定されますと、将来は大規模な洋上風力発電の参入が期待され、これら再生可能エネルギー関連企業などの雇用拡大についても期待されます。

ただし現在のせたな町の雇用情勢は慢性的な人手不足となっており、現在の状況の中では再生可能エネルギー関連企業以外の新規企業の誘致は難しいのではないかと考えており、今後は空き家や利用されていない店などを活用できる小規模な企業誘致やIT関連のサテライトオフィスの誘致など、調査研究してまいりたいと考えておりますことで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 再質問をさせていただきます。

今町長から答弁あった新卒者というのは、私は檜山北高だけでなく専門学校及び大学等に行つて専門的な技術をつけた方も新卒者という感覚でおります。そういった意味では、もっと幅広い意味での専門の技術を受けた中で帰ってくると、その点については多分町長と同じ考えだと思うんですけども、そういうものも含めた中の新卒者の仕事をしっかり確保するという点では認識していると思っておりますので一応確認のため申し上げます。

1つ目の若者の雇用を図るための地元企業の奨励補助事業についてですけども、実は先般、情報等であったんですけども、函館近辺の福島町では、先駆けて平成29年度から企業が新卒者を採用したことに対して、町から幾ばくかの奨励してるものがあるものでございます。これは福島町でございませけれども、頑張る地元企業等の応援条例というのが制定されて、その事業の中にいろいろな対象があるんですが、あくまでも地元企業で、その中で雇用に関しての助成は地元企業に対しての賃金支払い総額の2分の1以内、単年度100万を上限とし、助成期間3カ年とする。これをそっくりせたな町に適用すればということではございません。ただそういった地元の新卒者を優遇して入れた場合には、企業にも応援するという姿勢がしっかり取られていけば、さらに地元雇用も増えるんじゃないか。ただ、今の段階でいけば、地元等に対して若い人たちが就職したいんだけども自分に合った、また魅力のある仕事が少ないという点がございませ。しかし会社のほうとしては、や

はり地味な会社であってもやはり若い人の力が必要だという意見が強いんです。そういった点から考えれば、やはりこの事業について見本となる福島町の事業は、せたな町で導入してやっていけるのかいけないのかということについて町長の所見を伺いたいと思います。

それから２点目でございますけども、雇用拡大のための新規事業の誘致でございます。先ほど町長は答弁の中の最後のほうで申しておりましたけども、サテライト方式の企業を何とかせたな町に誘致して、それを実行していただくように、それぞれのところに行って誘致するという事なんです。それ先般、私も行政視察で東北のほうに行った時に、廃校校舎を利用して教室ごとにそれぞれの企業をいろいろ分けて、そして小さな会社なんですけども何社も入れた中で、それで定着を図ってもらう。当然に来たとしても会社の施設については、町のほうで提供するよという形で行われている。自分で考えた範囲で見ると、せたな町内には本当にちょっと数えただけでも10校近い小学校の廃校校舎がある。そしてまだまだ立派なものであると。そういった教室、体育館等を利用したいろいろな企業誘致、これは考えられないかなと思うんです。そういった面で今行なってる会社の中で、まず場所はちゃんとしっかり確保します。そしてそういう施設についても大丈夫です。駐車場も当然、学校ですからあります。そういった面で都会の都市部の方が、こちらのほうに会社の進出をしていただけるかどうか。それから近年、ホームワークということで家庭内でパソコン等を通じた仕事している方がたくさんおります。そういったものでも視点の要になるところを作って、そしてまた町内にそういった仕事に取り組む、パソコン等を通じた仕事を通じる、そういった企業を誘致するのも一つの方法でないかと思うんです。そういった点で、今、新規の企業誘致に対していろいろな角度からやってくる。ただ今の町長の答弁では、なかなか難しい状況にあると言いつつも、ただ黙っていてもダメなんです。私はもうやることに意義があるし、そして100挑戦して、一つでも、二つでも実になれば、そういったことを考えていかないとせたな町の人口、またせたな町は守っていけないと思うんです。そういった意味で町長のもっと強い考え方を再度伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをさせていただきます。

新卒者の雇用ということでございますが、福島町でもお聞かせいただきました。いずれにしてもこの目的は、企業の積極的な雇用を促す、若い人の雇用を促すということと、この町で働きたいという高校生もいることからそういった希望を叶えてあげたいということでございます。ただやはり先ほども答弁させていただきましたが、なかなか子供たちが希望する職種が少ないという、これについては、なかなか解決することが難しいというふうに感じております。そういうことで少しでも、そういった新規学卒者の雇用につながればという願いもでございます。それから企業誘致の関係であります。日本海沿岸総じて、この企業誘致には条件の不利な地域と言われております。その中でも特に檜山については、鉄道も無い、高速道路も無い、飛行場も遠いということなどから、そういう不利な地域というふうに言われているところでございますが、議員おっしゃいましたように、そうした中でもできる仕事と、やれる企業ということは当然あるかと思っております。そうした部分への積極的なPRをこれから進めていかなければならない。それと併せて、やはりさまざまな優秀なトップレベルの技術を持った若い方が、何とかせたな町で起業していただけないかという願いも持っております。これらにつきましても積極的にPRをしながら、ぜひせたな町で起業をというこ



とをこれから進めてまいりたいと思います。なかなかこういう状況の中では、成果を上げるということについては非常に難しいことではありますが、しかし取り組んでいかなければならない重要な案件と思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 町長、議員のほうから、具体的に福島町の今の条件のような形で対応できるのかと、それから具体的にもう一つ、廃校の利用等についてどう考えてるのか、これ具体的な質問を受けていますので、それに対して答えてください。

○町長（高橋貞光君） 福島町の例を先ほど言われました。これは十分参考にさせていただきたいと思っております。

それからこの廃校の利用について、これについては検討させていただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 3回目の質問です。

今の町長の答弁の中で、議長の配慮もございましたけども、福島町の例を参考に検討していくということもございますけども、新卒者が地元の企業に就職するための企業に対するそういった奨励制度、私はこれは大きな有効な手段だと思うんです。そういった意味で、これは何とか検討じゃなくて、実施するってということについての検討をしていただきたいと思っております。

それからもう一つ、廃校校舎を利用したってということについても今議長の計らいで再答弁していただきましたけども、私は今、町長がおっしゃいました町内のそれぞれの優秀な方が事業を起業をするということについて、私は非常にこれは有効な手段だと思うんです。というのは今それぞれ農業については6次産業化を図ってる中で、小規模ながらそれぞれの農業また漁業者についても、自分で獲れた産物の加工、そして販売に向けていると。そういった面でこれを含めた中でいけば、そういった会社を設立して、それを集約して町の産業とするということ。それを1件ではなくて集合体ですとかかなり大きな力も出てくるんじゃないかなろうかと。また場所的にも海岸線から町の中のほうでございます。そしたら国道沿い、いろいろな廃校校舎あります。そういったところについても、こういった6次化に向けた施設を利用する。そういうのも一つの方法でないかと思うんです。ただそれについてもやはり前向きに考えていくということなんですけども、これは時間的な猶予がそんなに無い。どんどん目に見えて人口が減って企業が減ってくるという中で、新たに外部からの企業が誘致できない場合にはこちらから起こすしかないという点で、例えば、先ほど申し上げましたように6次化に伴う企業を作る、起業するというふうなことは相乗効果あると思うんです。そういった面で、やはり今町長話されたとおり、その点については各関係機関と、また農業者、漁業者と話した中で一つの大きな6次化に向けた職場も確保するというプランで、どのように考えていくか、最後になりますけどもお伺いいたします。

それからもう一つですけども、福島町の考え方でございますけれども、これからまた検討していきたいというようなことございますけども、やはりこの金額等についていろいろありますけども、お金を出せばいいって問題でないんですけども、町としては、創設の地元にある企業の方に町としても全面的に応援するし、また地元のこれから卒業して新卒者についても、地元に残っていただけるような形の、そういった啓蒙をすることが必要でないかと思うんですけども、町長の所見を再度伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 最初の雇用の関係でございますが、これは最初の答弁でも申し上げましたように、新卒生を雇用した事業所に対する支援を考えているということで、ご理解いただきたいというふうに思っております。今、実際は、町内、人材不足に陥っているということからしますと、就職を希望した方々には、これは職種もありますから一概には言えませんが、仕事は十分確保できると考えております。農業も漁業も、これは雇用の受け皿になるものと私としては期待をしております。実際にこの6次産業もしっかり定着をして、活動も随分大きくなってきております。これはやはり良い物を生産している皆さんが自らそれに付加価値を付けて販路拡大していくということが今求められておりますし、そういう方向で我が町も進んでいるということからすると、十分今後、雇用の受け皿になり得るものというふうには感じているところでございます。これは別なサイドからしっかり支援をしていかなければならないというふうに考えております。若者の起業も含めて、全体として経済の活性化、それから所得の向上ということについて、町は進めていきたいと考えておりますので、廃校の校舎であるとか、空き店舗であるとか、さまざま使えるものは使うということから、そういった部分でのマッチングといいますか、そういったこともしっかり町として情報を提供してまいりたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 2問目の質問に移らさせていただきます。

新年度の農業振興方策についてというタイトルでございます。本町の基幹産業は第一次産業であります。

なかでも農業は戸数及び就業者が多く最も重要な産業でございます。平成29年から令和元年まで3カ年継続されたチャレンジ事業は大きな成果を生み出し、農業者にとっても力強い支援策であり事業利用者から高い評価を受けているのはご承知のことと思っております。新年度、令和2年度を迎えるにあたり、さらなる農業施策を構築すべきと思っております。

以下2点について質問いたします。

①令和2年度の基本方策としてどのように考えているか。

②日米貿易協定による町の対応策についてどう考えてるか。

以上2点、お伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 平澤議員の2つ目の質問にお答えをいたします。

まず1点目の令和2年度の基本方策についてですが、町の農業振興計画、各農協の振興計画など推進に資する事業を展開していきたいと考えております。町では生産基盤の強化対策として、草地畜産基盤整備事業の実施を予定しております。全体事業費は2億700万円を予定しており、令和2年度に実施計画を策定、令和3年度から令和6年度まで草地整備を行う予定で、現在、作業を進めているところでございます。また若松地区では、農地の区画整理や用排水を整備する農地整備事業を計画しており、全体事業費は2億3,000万円を予定しております。令和2年度に実施設計を策定し、令和3年度から令和10年度まで基盤整備を行うこととしております。

新函館農業協同組合若松基幹支店から米施設の老朽化した機器の整備などの相談があったこと

から、令和2年度は課題整理などを行い事業化に向け、各関係機関と協議をしていきたいと考えております。令和2年度については、これらの事業等を実施するため、各農協及び各関係機関と協議を行い課題整理などをしていきたいと考えております。

次に2点目の日米貿易協定による町の対応策についてですが、議員ご承知のとおり日米貿易協定が国会で承認され、令和2年1月1日に発効と報道されております。国では日米貿易協定の承認によりTPP等総合対策本部の会合を開催し、総合的なTPP等関連政策大綱の改訂が協議され改訂されました。

農林水産業関係では、強い農林水産業の構築として生産基盤の強化をするとともに、新市場開拓の推進など、確実に再生産が可能となるよう万全の対策を講ずることとしております。また経営安定、安定供給のための備えについては、関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP等発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減、収益性向上への意欲を持続させることに配慮し、経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしております。改定案のポイントとして、生産基盤の強化、これは肉用牛、酪農経営の増頭、増産ですが、これについては海外をはじめ、今後増加が見込まれる需要に対応するよう肉用牛、酪農経営の増頭、増産を図るため繁殖雌牛及び乳用牛雌牛頭数の増頭や和牛受精卵の積極的活用等を総合的に推進することとしております。また同じく生産基盤の強化、スマート農業、担い手の育成という部分については、スマート農業技術の開発、実証プロジェクトやシニア世代を含む担い手の育成などが検討されております。

今後、TPP等関連政策大綱による具体的な事業や予算内容が示された段階で、事業の導入に向け積極的に対応していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 再質問をさせていただきます。

令和2年度の基本方針ということでお伺いしたところ、町長は基盤整備、それからもう一つ家畜に関する2点ほど出されました。確かに若松の基盤整備それから農地草地改良といった点での畜産に関する関係で、今大きな事業として取り組んでいきたいと。若松地区の基盤整備については20数億、それから土地改良についても今報告あったような大きな金額でございます。私が今心配しているのは、チャレンジ事業というのは、これは農業のみならず漁業も商業もあつたんですけども、やはり広く全般に行きわたる事業でなかったかと思うんです。だから今回大きく出てきた今の町長の2つの金額、主に畜産経由、確かに畜産業者の販売高は、平成30年度は約20億を超えるという大きな金額あるんですけども、あとほかの農産関係、水稻、畑作、園芸そういったものについて今触れてなかったの、そういうものも網羅したものについて、しっかりとした方策を出していくということが必要でないか。

これは先ほど私が冒頭で申し上げましたように、基幹産業は農業、それも多岐にわたるという点から考えた面で、そういった面での施策については、これから3月定例会には執行方針出されると思うんですけども、その中にチャレンジに代わる大きなものを何か出していきたいなと思っております。その点について町の考え方をさらに伺いたいと思っております。

それから日米貿易協定についてでございますけども、これについては町長もご承知のとおり、かなり昔から平成25年度の7月ですけども、オールせたなでTPP反対総決起集会を行って、そ

の中でそれぞれ町内の各業態の中で町長が頭になってやってきた。しかし内容についてはもう既にご承知だと思いますけども、結果的にTPPはアメリカを除くっていう形で決まりました。そしてまたアメリカが抜けたから一安心としていた矢先、今、新聞やマスコミで話してるように日米貿易協定が基本的にまとまって1月1日から施行されるということで、それは町長の答弁もあったとおりなんです。その中で今回の日米貿易協定の1番の中身というのは畜産なんです。米は今除外されます。ただこれはあくまでも今の段階の除外なんで、新年度明けたらまた4カ月以内に再交渉するっていうことがまず謳われてます。その中でどのような構成が出てくるかわかりません。今の段階での話をしなきゃならないので、今の段階の話、牛肉それから豚肉含めた畜産関係の施策、それについては、それぞれ試算についてはまちまちなんですけども、かなり大きな金額の影響が出てくるというふうなことは出てきます。その中で今、町長が申されましたように、それに対する行政の施策としては、生産基盤を強化するという意味で、今あった酪農経営の頭数、大きな目玉はやはり増頭による支援策、それが私たちに直に来るんでないかと思うんです。そのほかには畜産クラスターとか、それからスマート農業、共同牧場とかそういったIT、それからドローンを使った事業とか、せたな町に直結するっていうふうに考えるのであれば、やはり増頭、増産にかかる肉牛また肉用牛に対しての補助ということなんで、これは現段階で私たちの町にとって、それに対する補助があったとはいえ、取り組める農家がどのぐらいあるだろうと。そして今の状態の中でいっぱいいっぱいできてきている農家が、さらに頭数を増やすってことがどういうことなのか。そうすると今までの既存で増やさない場合には、そういった恩恵がないわけですから、そういった面についてもやはりしっかり底支えをしていくような試算をしていかなきゃならないんじゃないかと思うんです。先ほど申しましたけども、町で去年は両農協合わせて畜産関係で約23億の販売高がございました。そういったのが、今回出ているように現行の税率が変わっていく、最終年度は27年度が33年になりますけども、これについても例えば、町長はもうご承知だと思いますけども、関税率が現行、牛肉の場合ですけれども38%から最終は9%まで、豚肉は重課税については撤廃される。また1キロ当たり482円の重量税についても、482円からほぼ10分の1近い50円まで下がるということで、これは政府ガードが発効したにしても畜産農家にとっては大打撃になるんです。ここ何年か個体の販売が、わりと順調だったので畜産農家潤ってますけども、これが発効されると大きな衝撃になることは間違いないんです。その中で、せたな町として国策であるとはいえ、せたな町の酪畜を守っていくための方法としてどのようなことが考えられるのか。もちろん政府の考えは政府の考えでございますけども、せたな町としての備えに対するしっかりとした基盤強化そして足腰の強い農業、そういった意味での何かしら町としての一つの事業には取り組まなきゃならないんじゃないかと思うんです。ただ、たまたま今回投げられた事業だから酪畜に関してでございますけども、このTPPの協定ってというのは、今回はこれなんですけども、次また何出てくるかわかんないんです。米だって決して聖域でないってことは言ってます。そういった場合には農業全体に携わってくる。ただ今回の一般質問ではそこまで触れませんが、目の当たりにしている畜産業界に対して、やはり国の施策は施策でわかりますけども、町としても何らかの方策はやっぱり一つ考えておく必要があるんでないかと思うんです。

そういった意味で町長の所見を再度伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず1点目についての2回目の質問にお答えをしたいと思います。

町はこれまで農業振興を図るという意味から経費の体質強化、生産基盤の整備、強化、生産技術向上というようなことで生産性の改善、この所得の向上というものを図ってまいりました。その一つにチャレンジ事業があったということでございます。このチャレンジ事業については、議員も大変評価をしていただいているところでありますが、これは農家個々に大変大きな投資をしていただいたということでございます。それによって設備もある程度近代化をしまして、そういった一定の成果を上げることができたということでは、私としても安心をしているところでございます。これから併せてそれ以外にも生産基盤の強化ということにつきましては、北檜山農協区域でこの基盤整備も随分進めさせていただき、ある程度この地域については、目途がついたというふうに感じております。次に遅れておりました若松地区の基盤整備、これをこれから進めようということで、大きな金額にはなりますが、これは道の事業を使わせていただいて整備をするということを目指しているところでございます。そうした今までの流れというものは十分酌みながらチャレンジ事業のあとも、チャレンジ事業以外の事業もございまして、そういったことにしっかり進めてまいりたいと思います。

次にTPPの関係であります。これは国のほうも特に畜産、米、重要5品目については、ある程度、国のほうもしっかりカバーするという見込みとなっておりますが、ただ畜産、特にこの酪農、肉牛については、この影響が大変懸念されていると思っております。したがって国際競争力をどうつけるか。あるいは生き残りをかけてどうするかということは、これは国においてもしっかり議論をされているところでございまして、これまでのような、クラスターのような大きな事業ばかりでなくて、個別経営に対してもある程度対応していきたいというような話も伺っているところでございます。なかなかこうした関税の引き下げという部分での経営の圧迫というのは当然出てまいりますので、これに対応する生産コスト削減であるとか、そういったことに当然なってくるんだろうと思っておりますが、輸入するときの税が下げられるということでの危機感というのは、当然大きいものがございまして、これを町が補填するというようなことにもなりませんし、町はしっかり持続的な農業経営ということを考えながら進めていかなければならないものと思っております。国がどういった政策を打ってくるのかということを見極めながら、今後取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○11番（平澤 等君） 3問目ですから手短に。

今町長申されました令和2年度の基本方策について、考え中であるということだと思っております。先ほど町長の行政報告の中にもありましたように平成31年、令和元年、今年です。今年については農産関係では約1億近い減収になってます。それはJA北檜山、JA新函館若松について合計合わせると1億を超えると農産関係です。それは米が主幹で米の部分、それから野菜がおしなべて、夏のあたりが低迷したということでございます。特に、両農協、特に北檜山の農協になりますけれども、馬鈴薯については、今発芽等で市場価格が暴落し製品として出荷もおぼつかない。このまま来年までストップするか。そうすると販売提携凍結の心配もあるからどうするというふうな

ことで、電源工場も既にもう閉鎖してるということで加工についても進まないということで、かなりの閉塞感を持った中で対応に取り組まれてる。そうすると秋馬鈴については今までにない窮地に追い込まれてくると、やはり農業者、特に畑作農家について、イモを作ってる農家については、大変なことが起こってくるんじゃないかなろうかと。まず10月末の計、それから年度末はわかりませんが、そういうことはやはり想定しなきゃならないんじゃないかと思うんです。ただ畜産関係については、それを補うのみで、まだ今のところ順調な経過をしているというふうなことでございます。そういった点から大体農協あたりは収支を、農協全体で考えた場合にはするけども、それぞれの業種についてのでこぼこがあるということなんです。その辺については町側も捉えてると思うんですけども、そういった面を考えた中で、やはり今言ってる基盤整備それから草地改良、そういった点での施策はあるけども、やはり何かこう全体を網羅したソフトな行政施策、それについては、しっかり町長には考えてそれを執行していただきたいし、それは金額が大小かかわらず、ある意味それを補うっていう点での町からの施策の一つ出してほしい。もちろん農家も努力する、農協サイドもやはりあると思うんですけど、町としての考え方というのは一つあっていいんじゃないかと思うので期待したいと思います。

それから貿易協定によると、確かに政府から今来た段階で、国の事業なんでせたな町には町としての事業として何ができるかっていうことでありますけども、先ほど少し触れましたけども、やはり町として酪畜関係においての畜産関係において、それからTPPに関して対応できるような、そういったものについても、農業施策全般にわたると思うんですけども、その点について一つ考えていただきたいと思うんです。ただこれは先ほどの基本方策にもかかるし、また、貿易協定に係る対応策、それはそれぞれの地域の体質強化っていう点で、そういう点での情報提供についてはいち早く、そしてまた、それに係る経済対策の大綱っていうのが既に政府では試案出して、農家の方に対応するというのは先ほど私話した通りなんですけども、それに代わる方向についても何らかの方法を考えていかなければならないのでないかと思うんです。町の対応策について先ほど町長言ったように、あくまでも国から来た事業についてですけれども、やはり今の情報化社会の中では、いち早く情報も持ってきた中で、それをいち早くJAまた組合員に周知する。そしてまた今回の日米貿易協定に係る対応策として、政府が今検討、出した方策について先ほど町長が話されたように、そういった内容についても自分の町でどこまで対応できるかっていうそういった情報の収集、そしてまたそれに対する伝達、そしてまたそれに係る町財政において、どこまでできるかという点でちょっとアバウトですけども、そういった中身についても、町が真剣に取り組んでいるんだっていう姿勢が必要だと思うんです。そういった点についての町としての姿勢について3問目になりますけども、答えられない点は答えられなくて結構なんですけれども、アバウトにその辺については、町としての方針はこういうふうに行くんだという姿勢をしっかりと示していただきたいとこのように思います。

以上、よろしく申し上げます。

終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3回目の質問にお答えをさせていただきます。

方針としては、これまで同様、農協、農家の皆さんの声をしっかり聞かせていただきながら、新年度予算の編成をしてまいりたいと思っております。それからＴＰＰの関連につきましては、本町の５０億前後の農畜産を抱えております農業振興というのは、大変重要な部分と私たちも常々考えているところをございまして、これはこれまで同様しっかり町ではやらせていただきますけれども、今回のＴＰＰに関連して、国が先ほども答弁申し上げましたが、どのような政策が出されるかということ、これはしっかり見極めていかなければならないと思っております。そこでカバーされない部分につきまして、検討していくべきものがあるかどうか、そういったことで検討して、引き続き持続可能な農業、町の１番大きな基幹産業ということでもありますので、これは今後ともしっかりと支えていかなければならない。当然農協も直接の団体として、さまざまなことを考えておられると思っておりますので、その辺十分連携を図りながら情報公開しながら、対応してまいりたいと考えておりますことで、ご理解願います。

○議長（真柄克紀君） ただいまより午後１時まで昼食休憩といたします。

午後１時にご参集ください。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 漁業対策の抜本的強化と町産業振興基金を活用した増養殖事業の展開等について、町長にお尋ねします。

①10月9日の低気圧によるサケ定置網被害の救済策と、使い勝手の良い新チャレンジ事業の創出について、町長の見解を伺います。

②当町の漁業水揚げ高は、イカ、サケ漁などの落ち込みで合併当初の17億円から半減し、高齢化や後継者不足と相まって厳しい事態に直面しています。現状打開のための町長自身の構想と具体策をお示してください。

③平成25年度以降の町産業振興基金の活用は、農林関係の約3億円に対し、水産関係と商工関係は約6,000万円にとどまっています。基金を新たに積み上げて港湾や漁港、前浜を活用した増養殖事業のために、実効性のある運用をすべきと思いますが、いかがですか。

④北海道栽培漁業振興公社瀬棚事業所閉鎖に係わる、町長の見解を伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の10月9日の低気圧によるサケ定置網被害の救済策については、12月9日にサケ定置網漁業7カ統の代表者との懇談の際に、ひやま漁協から令和2年度の国の漁具リース支援事業により復旧を検討しているという報告を受けたところであります。町といたしましては、リース事業が採択になりましたらいろいろと検討したいと考えておりますが、着業者の自己防衛という観点から

積極的に施設共済への加入をお願いしたいと考えております。

またチャレンジ事業についてであります。農漁業者の経営発展や所得向上に向けた規模拡大などの取り組みを行い、経営強化を図ろうとするものであり、平成29年度から令和元年度までの3年間の事業として現在実施しています。新たなチャレンジ事業の創出ということですが、この3年間の実績について事業検証して、本事業に代わる漁業者の所得向上に繋がるような共同取組など国、道の事業活用して、漁業者自ら積極的な取り組みをお願いするということでございます。

次に2点目のご質問にお答えをいたします。

漁業水揚げ減による現状打開のための構想と具体策であります。11月末現在でのせたな町の水揚げ高については約7億3,000万円、昨年度については約8億5,000万円ということで、ご承知のとおり合併当初に比べると半減している現状でございます。主な要因であるイカについては昨年は記録的な不漁でありましたが、今年度はこれをさらに下回っているという状況であります。

また根付資源のナマコについては、価格は上昇しているものの水揚げ数量は減少している状況にあります。このようなことから根付資源や回遊資源が減少している中で、この現状を打開するためには、獲る漁業から作り育てて売る漁業への転換を図ることが重要であると認識しています。具体的な方策として、漁船漁業依存型からの脱却として養殖漁業を柱とした資源づくりの推進、未利用資源の有効活用、付加価値向上やブランド化による流通、販売促進などが考えられます。この取り組みをするためには、法人化や協業化して国、道の事業を活用するなど、漁業者自らの取り組みに期待をしているところでございます。

次に3点目の質問にお答えいたします。

産業振興基金を新たに積み上げて、港湾や漁港、前浜を活用した増養殖のために、実効性のある運用をすべきとの質問であります。産業振興基金につきましては、残高が少なくなっている状況から次年度に基金の積み立てを予定しているところでございます。また港湾や漁港、前浜の活用については、現在漁港を利用したウニやバカ貝などの養殖試験を行っている漁協の部会がありますが、港湾や漁港、前浜を有効活用する観点から今後本格的な増養殖事業に取り組みをする場合、多額な費用がかかることから国、道の補助事業を活用することを考えているところでございます。

次に4点目についてお答えいたします。

北海道栽培漁業振興公社瀬棚事業所の閉鎖についての質問ですが、9月3日の臨時理事会において当公社の主要財源である栽培漁業振興基金運用益の減少と、各施設の修繕費の増大などにより令和2年には5,300万円の赤字が予想され、経営を縮小しなければならない状況にある旨の報告があったところであります。それに伴い現在2施設、瀬棚と羽幌事業所、この2施設で生産しているヒラメ種苗を早急に1施設に集約することが必須の状況となっているとのことであります。この件につきましては、9月9日開催の第6回産業教育常任委員会において報告したとおりでございます。その後、北海道栽培漁業振興公社が各地区の漁業者などを対象に9月10日の小樽を皮切りに10月2日の函館にかけて、6市町村、6カ所において種苗生産の見直しに関わる意見交換会を開催したところ、反対の意見が相当数出たとの報告を受けております。このような状況から説明会の終了後に行われた理事会においては、瀬棚事業所の閉鎖については決定事項とはなっておらず、流動的であり閉鎖と決まった訳ではないとのことであることから、今後の動向を注視して行きたい



と考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。

まず10月9日の低気圧によるサケ定置網被害の救済状況であります。11月9日に瀬棚支所7カ統の事業者と私も入りましたが、町長と交渉をやったわけです。町長その前11月8日に、副町長宛に、これは能代、斉藤両理事と瀬棚支所の中川所長、それからせたな町理事協議会の私4人で腹を割って今度の被害の実情について詳細申し上げておるわけですが、その中には現在の施設絡みの保険がいかに入りにくい、全道的には10%と言われておりますけれども、この檜山管内では、わずか熊石の2カ統しか入っていないという状況なんです。これは入りにくい仕組みがあるんです。町長は、そうしたやりとりをした担当課からの復命書を受けておりますか。私の手元には、復命書があって町長も判押したという控えが来てるんです。それからそのあとに10月12日ですか、檜山漁協で道の共済の役職を招いて、いかに現在の共済が前浜の方にとって使いにくかったかという状態が白日のものになってます。ちょっと細かくなりますが、普通1カ統に対して加盟すればそれでいいんですが、特に瀬棚の場合は、北に立てられている6カ統が毎年入れ替わるということなんで、6カ統全部いっぺんに入らないとこれは加入完了したものとみなさないという特別の規定があるようであります。ですから南でやっている1カ統の方が、自分で入れればそれでよしということにならないという特殊な状況もあるんです。それから保険金高いんですよ聞きましたら。一口で言うと2,000万の新しい網に対しては100万の切捨てだ。立ててる場所によりましては、ふけさめはあるわけです。せつかく100万かけて新しい網買って、安全を備えたけれども結局捨て金に終わった。掛け捨てですからねこれは。そういうようなこともありまして町長がおっしゃるように全員加盟して、備えたら確かに被害はなかったでしょう。しかしこの保険も全損でなければいけないという大前提があるということなんです。8割、9割のもの救われるのか、6割じゃ全くだめなのか、こうした非常に入りにくい仕組み、仕掛けの下で、先ほど言いましたように全道的には1割入ってるかどうか。これが現在の定置漁業者の置かれている共済の実態なんです。この12月9日に7カ統の漁業者の代表者と、私も顧問という立場で入りましたよ。漁協の支所長も来ましたが、何て答えました。覚えてますか。私メモしていますからそれをもう一回申し上げます。とんでもない答弁しているんです。町長の答えですよ。この時は被害全体で4,800万の被害を受けていると。それから漁協のほうの応援ももらいながら半分くらいは何とかなりそうだと。だけが残ったものについては自己負担が伴いますよと。これを何とかして欲しいというぎりぎりの切実な状況だったわけです。6カ統をやっている業者の中には高齢者の方もいますから、来年以降こんなに被害回復でかかるんだったら、俺辞めようかなという方もいたやいなやの話なんです。それを全部抱えて6カ統の業者が来年以降に進むことの意味は、1カ統でも脱落業者が起きれば残った5業者で全部残った保険金のカバーを最終年度の5月までしなくちゃいけないわけです。2人落ちたとなると、残った4業者で全部抱えなきゃならないんです。3業者落ちたらこれまた3人で抱えなきゃならん。文字通り今回の場合は、瀬棚支所におけるサケ定置漁の継続の問題が深刻に問われていました。だから私最初からこの問題、相談に乗ったんです。10月9日の未明に発生なんです。10月末までに1カ統ごとに詳細な金額まとめました。その場合も新規で再建するっていうんじゃなく

て、できるだけ中古も、いろいろな手だても含めて安いほうの金額で頑張るようにしてくれということによって縮めて縮めて出たその最小限の被害数っていうのは4,800万です。最初町長、なんて言われてました。1億突破するだろうと言われてたんです被害額は。秋サケ全体として瀬棚支所として1億円を突破して、さあこれから最後の追い込みをしようというその絶好の時にやられたわけですから精神的なダメージ非常に大きいんです。だからこれは捨てておけないと思って私も本腰いれて、この2カ月間つき合いました。少し前置き長くなりましたが、そうした経過の上に立って、副町長には10月8日、副町長にお答えもありませんよと。今日出してくれとは言わないよと。ぜひ、町長に意のあるところを伝えていただいて、町長から具体的な支援策をちょうだいしたいと。こういう約束でセットしましたよね。副町長に対する質問でないですけど。違いましたが副町長。そういう経過でしたよね。そうですね。非公式発言ですけども、副町長からはそういう答えいただいております。ところが11月9日午後3時に7カ統の業者と懇談した席での町長の答え、これはテープ取ってません。だけど私のメモです。なんて言ったか覚えているでしょ。何で保険に入っておくべきなのに、入ってなかったんですかと。いきなりこっから始まったんですよ。そして自己防衛をしてほしいんだということも町長おっしゃってるんです。事業者責任あるでしょうと。漁協としてもそういう指導してくれと。リスクに関して保険に入りたいと。将来に備えてくれ。町長いいですか。今実際に被害を受けて4,800万という被害、これ確かに漁協のほうでもいろいろな救済策立てるって言ってますから、全額が漁業者負担ではないんですけれども、しかしそれにしても5割負担ということであれば半分残るわけです。その半分に対する町側の運営を何とかこの際だから頂戴できないかということが簡単に言って皆さん町長にお願いした経緯なんですよ。ここでは返答できませんとあなたおっしゃったんですから、そしてひやま漁協側の最終的な答えが出たときに、それを見て検討させていただくっていう答弁なんです。話長くなりますから端折りますが、具体的にひやま漁協で救えない残った分の半分出してやろうと。半分出せなくても3分の1は持つてやろうと、ただし限度額は付けますよという生きた、実際に効果のある対策をなぜ示せなかったんですか。低気圧で被害を受けている10月8日から9日の未明にかけてなんです。ようやく副町長とセッティングしたのが1カ月後です。私は副町長に、できるだけ速やかに町長とのセッティングをしていただきたいと言いましたが、それから1カ月後なんですよ、町長とセットできたのは。まあ忙しい方ですから、私はわからないと言いません。それでもかなり早くセットしてくれたのかなという気持ちはありますけれども、2カ月間というのは長いんです。なぜならばすぐ来年の計画を立てなくちゃいけない。立てる場合に、個々の事業者は千差万別、年齢も違えば抱えてる資金力も違えば、意欲も違う。もうこんなにやられてるんなら俺たちは来年から辞めてしまおうかと。元回収できないもんだと。私が一番心配したのは脱落者なんです。少なくともこの5年間は、6カ統全体で経営するという事になってますから、保険金、その他負担金も全部共同共通でやらなければ、脱落者が出ることによって他の業者に対する負担がものすごくかかっていくんです。だから何としても1業者たりといえども絶対落とすわけにいかんという心構えで実は望んでいたんです。町長しゃべったことをいろいろメモしておまして、これ読み上げると20分や30分かかるでしょうから同じこと言いませんけれども、町長、被害を受けて、大変な打撃を受けて、しかもこれ始まって以来の被害だって言っているんですから、特に今回、熊石で2カ統上げたのに、瀬棚はなんで

網を沈めるなり、上げるなりしなかったんだと。町長はそういうことをおっしゃってましたよね。それが難しいんですよ今回の場合、いろいろ聞いてみましたが、もともとの波の大きさ6メートルなんです。天気予報図見ると、あんな8メートル、9メートル大荒れするっていう天気図出てなかったんで、それは判断の問題もありますよ。そこは6メートルということまでであって、まさか7メートル、8メートル、あの重いアンカーが何百メートルも流されるという事態に発展するとは想定できなかったって言ってるんです。夜中になると網を沈めるのも実際無理だということなんです。2次被害起きたら大変ですからね。そういうご苦労の数々を、私ども微に入り細にわたり説明する時に、保険に入っていないからダメだった、何で網揚げるなり、沈めるなりしなかったんだというふうに、言いきれない特殊なものがあるんです。天気図も見ましたよ。天気図もやっぱりあの天気図でいえば、上げるとか、沈めるとかっていう判断はしにくい状況だったなというふうに私は理解します。何を言いたいかといいますと、いずれにしても対応策に不十分があったという指摘はなさって結構だと思いますそれは。しかしだからといって自己責任だと、あなたもうちょっと苦労してみると、ひやま漁協でどのくらい出すか、それ見たあとで検討させてもらいますよという、そういう話になりますか。私は少なくともひやま漁協の補助制度に乗らなかった、その残り部分の自己負担を、たとえ半分でもいいですよ。場合によっては3分の1でもいいです。もちろん頭打ち額つけてもいいと思うんです。何で具体的な解決策示さなかったんですか。あなたどこの町の町長なんですか。大変遺憾だと思います。だから私はこの場で明快な答弁を求めておきたいと思います。今日少しゆっくりやりますから。

それからチャレンジ事業です。これも商業、農業、水産もありまして成果上がっているんです。各担当課の課長もいろいろ協議されているようでありますが、どういう状態になってるか町長、見てみたことありますか、3年間の成果表。あるんですか、失礼しました。私なりに入手しましたので、これもご紹介申し上げます。29、30、令和元年度3カ年間の時限事業で、各関係のトータル入手しましたので簡単に申し上げます。農業関係3年間で249件、金額で2億2,468万2,000円です。農業関係です。それに対して漁業関係はどうかといいますと35件です。金額で1,445万4,000円、商工会は、4年間で11件、874万1,000円、使わなかった農業者や商工業者が悪いのか、使い勝手をちょっと良くして、もっと利用してもらえるようにする必要があったのか。この辺は深い総括が必要だと思います。簡単にもう1回言いますよ。農業チャレンジ2億2,000万です。水産関係で1,600万です。商工関係なんかは11件で1000万に満たってないんですから、これは全般的な使い方の良い新たなる商工チャレンジ、どうすれば使い勝手がよくて効果が上がるかということをもっと具体的に検討すべきだということの問題提起だと思います。それでチャレンジ事業の原資が不足してきてるわけです。これは私はチャレンジ事業の原資というのは、産業振興基金で構わないと思っております。多分この点は町長とも一致するかと思いますけど、ところが産業振興基金が使い方がまたこれたまげるんです。今日は12月定例会で時間いっぱいありますからちょっと紹介させてください。いいですか町長、平成25年から新産業振興基金がスタートをいたしました。細かいこと抜きにして25年から始まりましたから25、26、27、28、29、30、31令和元年度ですが、どういうことになったかといいますかと、これもまたすごい数字出てるんです。農業部門、これは今年度末残高見込みで収支も全部相對した

中での数字ですが、農林関係は実に2億9,575万8,236円、四捨五入して3億円です。次に水産業関係なんです、5,988万9,800円、6,000万です。商工関係どうかというと5,689万3,000円です。産業振興基金ですから分野に関係なく4億1,000万円使われたということについては敬意を表します。そのことで一次産業は前進したんだとおっしゃるでしょうから、それは同意します。ただし漁業と商工業については、冷静に分析的に見る必要があると思うんです。同じ町民の税金でしょう町長。使わない人が悪いんだっていう話になりますか。使い勝手を良くして、使うのを奨励してもっと漁業の発展、商工の発展この指導性、リーダーシップを握るとというのが、私は町長の仕事だと思うんです。長くなりますから、そこまでとどめておきますけれども、新チャレンジ事業の創設については、そうした発想と観点に立って抜本的なものを平成2年度に向けて至急内部で進めていただきたい。私たちのほうからも積極的な個別の提言はさせていただきます。

次に②のほうに移ります。当町の水産業は申しあげましたように、イカ、サケの落ち込みで合併時の半分になってるんです。1億7,000万円が8,000万円です。これは深刻な今、我が町の漁業として直面しているどうしても打開しなきゃいけない問題なんです。町長この間の9日の漁業者との懇談で大変良い事おっしゃいましたよね。さすが町長だって思ったのが一つあるんです。イカ業者に対して向けた発信ですが、もうイカだけでは行かないでしょうと。イカも大変大事な漁業の柱であるけれども、もう1本、柱を考えてみたらどうだという提起をしたわけです。これはそこに同席されていた横川課長そうでしたよね。もう一遍考えてくださいと言いましたよね。それで町長ね、そのもう1本が問題なんです。私が町長がどういう1本を考えているのか今日お尋ねしたいんです。ただそうすれば菅原お前、町長に聞くだけかと。お前の考え方ないのかということになりますから、私の考え方もお示ししたいと思うんです。これは現状の打開のための方策というのは増養殖事業以外ないです。この増養殖事業に各町が一生懸命取り組んでるっていうのは町長もご承知だろうと思います。隣の町でもニジマス養殖実証実験いよいよ開始しました。内浦湾のほうと日本海、熊石漁港のほうです。あるいは根室市でも市が先頭になって増養殖事業をやってます。あるいはウニなんかでは浜中ね、これバフンウニなんですけれども、籠に入れて昆布を餌として養殖をすると、そういうものを今度岩内が見に行くということで各自自治体の肝いりで非常に積極的に取り組んできている。取り組まざるを得なくなってきたっていうのが本当かと思えますけれども、神恵内なんかもそうなんです。大きなワイヤー関係の業者ともタイアップしてウニの陸上養殖手を着けてますから、そういうことでは我が町もこれに遅れを取らないで、町長一つ決断してみてください。メニューはいろいろありますから、アワビあり、ウニあり、ナマコあり、ニシンあり、サケの放流もやってるわけですから、私は恵まれていると思えますのは、せたなには残念ながら漁船が入っていない漁港がたくさんあるんです。これはそれ自体はもう静穏海域というふうに言って差し支えないのかと思うんです。ここで1番私注目しておりますのは、中歌港なんです。中歌港の船の上がりも少ないんですが、ここで地元の漁業者が何遍も試行錯誤して、いろいろ議論積み重ねてアワビの養殖やってみようじゃないかということで、これは町の担当課の大変なご理解もあって、現在500以上の数での海中育成を始めてまして、聞いているところでは順調に推移していると聞いております。ですからこれを一つの突破口にして吹込でやったらどうですか、長浜でやったらどう

ですか、長浜は美谷港ということになりますが、虻羅港どうなんですか。須築だって立派な港2つもあるんですからどうですか。そのためには町がいきなり地元の了解とらないでボンボンとやる。それはそんなこと止めたほうがいいです。あくまでも漁業者の理解と納得、チームをしっかりと組んで管理するのは、そこの地先、地先の事業者ですから、そこの方がしっかりと責任を持って守り育ていくということにするならば、私はアワビの増殖も相当水揚げが期待できると思ってます。ちょっと長くなりますけどもごめんなさい。ウニについても安定してるんですよ町長、ご承知のように、億単位で安定してるんです1番。ところがせたな町で見ますと、これはムラサキウニなんですけれども、北のほうに比較的生息しておいて、これを南のほうに移植するとすれば、全体としての量が上がりますよということなんですけど、ただ北部にいる方は自分の権利の海区から簡単に南でやれるというふうになるのかどうかということの問題の面倒さなんかもありますから、相当これは有力な方法ではありますけれども手を入れていかなきゃならん問題だであると思います。併せてウニの種苗生産施設、中間育成施設これは絶対必要ですから、これは町長も考えておいてください。1番古い話になりますが平成3年、私がまだ瀬棚町議会議員時代だった時に、近しく交際しておりました当時の瀬棚漁協の川原組合長、彼は産業教育常任委員で同じ委員会に所属してまして、しょっちゅう行ったり来たりしてて、かなり意見交換したんです。その方がある時に、菅原君、俺、今度虻羅の場所に1億5,000万でウニの生産種苗施設、中間施設を建てたいと思ってるんだ。組合金無から町からの補助頼むよと。わかりましたといって一生懸命になったんです。ただこれは経過がいろいろありまして、当時の町は800万しか補助金出せませんとなりました。全体の事業は1億5,000万でありますから到底かなわないと断念した経過がありますが、しかしその話は平成3年度の話だったんですが、今、約30年前ですけども、そうした施設がもしあったとすればせたなのウニの水揚げはもっと違っていた展開になったのかと思います。もちろん増養殖事業をやると言っても、餌の問題でありますとか、過密の密植の問題でありますとか、いろいろな面倒な問題あるそうです。しかしそれらは一つ一つ漁業者とともに解決していけばいいじゃないですか。あんまり長くしていると時間経ちますから、あと一つだけ。八雲町では、昨日も新聞に出ておりましたけれども、ニジマスの養殖実証実験にいよいよ着手したんです。夏からやってましたけれども、これは噴火湾と日本海側両方なんですけど、確保した稚魚の数そんなに多いんじゃないんです。熊石漁港では800尾、それから太平洋側、内浦湾側では300尾、これ全部地元じゃなくて青森の養殖場から買ってきて投入してるんです。町長ね、私あれなんです青森までサクラマスの稚魚買いにいかなくても、銀サケなんですけど、三倍体これは投入すると非常に成長率の早い状況に置かれてるのが三倍体ってということなんですけども、稚魚の手配のルート、これは何とかこぎつけましたから、稚魚の手配ができさえすれば海面養殖実証実験っていうのは可能なんです。根室でもやりましたからね。こういうことでは海面養殖の実証実験をやる最小限の保証である稚魚の確保という点については、私、責任持って町長にご提言申し上げますので、一つ八雲の事例をよく研究されまして、どうですか、思い切って令和2年度から手を着けてみるということでのご決断を提起したいと思うんです。今日初めて聞いて菅原ここで返事すれっていうのは無理だよということであればそれは深追いしません。いずれ私どもも研究会を立ち上げましたから、町のほうにもいろいろご協力お願いしておりますから、一ついい形でざっくばらんに具体的なプランを提示して、町長にも説明さしあげた

いと思いますが、これに前向きに対応していただけるかどうか、そこだけは一つご返事いただきたいと思うんです。

それで次の問題で申し上げたいのは、産業振興基金の活用の問題です。これは枯渇してきているんです。無くなってきてるでしょ。無くなってきてるからこれで終わりだということにするのか、思い切って積み増しをするのか、ここはお尋ねしておきたいと思うんです。その時の一つの財源なんですけど、これはちょっと古いですけども10月31日の基金残高明細表というのがありまして、ここには財政調整基金21億8,543万5,344円とあるんです。昔は財調の使い方、私ども議会に出た当初の額きつかったんです。決算してプラスになったものを最低2分の1は財調に積み立てると。その財調取り崩すときには、ああである、こうである、そうであるって言うもの凄く使い勝手悪かったんです。しかし今はそういう時代ではありませんので、かなり緩やかで弾力的に実効性があるものに使えますから、町長これ一つ、産業振興基金に積み立ててみてください。で効果のある産業振興やれば必ず目に見えて大きな税収ができると私は確信を持っています。なぜならば、せたな町にはマリンタウンという広大な静穏海域持ってるわけですから、それから各種の漁港、残念ながら漁船が上がってません。上がっていないけれども、そこは静穏海域になってるんです。魚と海が上がる川の住民運動もあって、魚が上がるようになり始めてきています。これは大成貝取潤を問わず全体としてそういう方向に進んできているわけですから、私はせたなの漁業は未来はあるなと。問題は、そうした全町的な体制、しっかりした方針、バックアップどこまで作れるのかということだと思っております。

あともう一つ、北海道栽培漁業振興公社瀬棚事業所にかかる町長の見解を伺います。この点なんですけども、私、簡単に申し上げますから、栽培漁業振興公社いずれ辞めるっていうことになると思います。今はいろいろ経過があって辞めないということになっているということは聞いています。道議会関係者からね。ただこのまま放置しておく、いつまで続くのかということなんです。それで町長、この事業者の私の立場から見ていた最大のネックは何かというと、ヒラメが妥当なんですかっていうことを申し上げたいんです。幾つかのメニュー持ってるんですよ確かに。大きな効果も発揮しています。檜山の中ではね。ただヒラメのセンターと言われてるんですけども、ヒラメで事業が継続しますか。これを検討してみる必要が私はあると思ってるんです。内田道議を通じまして道の栽培公社のほうと機会見て勉強会をお願いしたいということで、それはあるセクションの方には前向きの回答をいただいたという情報入っておりますけれども、やっぱりこのせたなの栽培公社の事業所を高度利活用するっていうのは、地元の私たちとしても、大きな責任を持つ問題だと思うんです。ランニングコストのことを伺いましたら、魚種別の数値は出ているけれども、瀬棚事業所としての人件費やランニングコストも含めたデータは無いと言いますから、やっぱり工場閉鎖しないためには、その部分のデータにメスを入れないとならんと思うんです。そうしたことについても町長にご協力を願って、何とかせたなの前浜、あるいは檜山の前浜に合致した魚種をきちんと見つけて、その魚種の普及を図って漁業振興ともども前に進めるということが必要だろうと思います。

少し長くなりましたけれども、以上、再質問の中で、町長のご答弁をお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 町長、チャレンジ事業それからサケ、マスの現状に対する補助に対する認

識、それから産業振興、前浜のもう一つの柱に対する具体的考え、それから産業基金の運用の方法の研究、それで最後、公社の魚種の検討、この5つの点について明確に答弁をお願いいたします。端的をお願いいたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。

私が聞いた限りでは6つの質問があったとっておりますが、漏れてましたら言っていただければと思います。

まずサケ定置網の被害に関してでございますが、これは12月に皆さん来られまして状況を伺いました。漁協からいただいた資料によりますと、管内、上ノ国6カ統、江差7カ統、乙部5カ統、熊石2カ統、これにつきましては低気圧が近づく前に網揚げをしたと。それから大成の2カ統につきましては手網ですが、これを網揚げをして低気圧の襲来に準備をしたということでございました。いずれもこの対応した定置網につきましては被害は無しということでございました。残念ながらこの瀬棚、北檜山7カ統については、この対応をしなかったと、未実施ということで大きな被害が発生したという案件であります。災害というのは、いつどのような形で起こるかわからないというのが、いわゆる災害であります。こうした災害には、どうして対応していくか、そうした危険を回避していくかということでございますが、私としてはこういった網揚げをすとか、それから保険に入るとか、網揚げをしたと言いましても、それですべてクリアするわけではありませんが、やはり保険に入って大きな災害で致命的な被害を被らないように、そういった準備をするというのは事業者にとって大事なことではないでしょうかという話を申し上げました。確かに入りづらい、高いという面があるかもしれませんが、それで最後に事業を継続できなかったということになるとそっちのほうがやっぱり大変だろうと感じたところでございます。共済掛金につきましては、税申告の中でも、これは費用として認められますので節税という意味からも、それからそういったリスク回避という意味からも有効な手段であると考えております。しかし大きな被害が出て、この4,000万を超える最終的には被害となるものと思っておりますが、ここで漁協のほうからリース事業で対応するように努力していると。これがリース事業で対応できますと2分の1という大きな補助金によって負担が軽減されるということでもありますから、こうした状況を見定めていきたい。それとやはり直接の団体であります漁協がこういった対応をとるのかということ、私たちとしては気になる点でございますので、そういった状況を見させてくださいというお話を申し上げたところでございます。

それからチャレンジの質問がございました。農業、漁業、商業では、随分、取り組んだ金額に差があるというご指摘でございました。漁業を取り組みづらくしたとかそういうことでは全くございません。同じような、この要綱でもって対応してきたところでございます。そういったことでご理解をいただきたいと思いますが、このチャレンジ事業につきましては、産業の振興、生産性の向上あるいは生産水揚げの拡大といったものを目指して、この施策を打ったところでございますが、非常に喜んでいただいたということでは一定の成果があったと理解をしているところでございます。ただ残念ながら全員の皆さんが取り組むということにはなかったわけですが、これはそれぞれやはり個々の経営の方針等もございまして、無理やりこれを使えということにはならないということ

でご理解をいただきたいと思います。

最後のほうに基金の積立に関する質問がございましたが、これは1回目の答弁で積み増しを予定しているというふうに答弁を差し上げたところでございます。

それから増養殖の関係ですが、これ珍しく議員からお褒めをいただいたところでございますが、やはり漁業をこれから推進、振興していくという中にあるのは、回遊魚を中心とした漁業を柱としては、やはりこの先なかなか水揚げを上げる、あるいは漁業経営を安定させるということにはならないというふうに思います。その手段として増養殖をしっかりと進めるということになるのではないかと、増養殖を一つの柱に育てる必要があるのではないかとというふうに思っております。これにつきましては、町もこれまでも、アワビ、ウニ、ナマコといろいろな支援をして前浜の資源の拡大に努めてまいりました。ナマコ一つとりましても16万粒を今せたな町で、熊石の事業所から漁協を通じて入っておりますが、この16万粒に対しまして町が500万、漁業組合で500万、合わせて1,000万の事業を展開しております。このほかに町が貝取潤の種苗センターで独自に75万粒以上稚ナマコを生産して放流している。これをお金に換算しますと4,000万円以上、毎年無償で放流をしていると。この熊石事業所の価格を例にしますとそのぐらいの規模で積極的に応援をしているということでございます。やはり増養殖を本格的に事業化をするということになりますと、これは何といっても漁業者自らのしっかりとした取り組みがなければ、これはなかなか事業化には向かわないということになります。旧町から漁業振興を積極的に進めてこられて現在に至っておりますが、なかなかそういった取り組みが現状定着してこなかったということについては、大変残念に思っておりますが、こうした状況を受けて自らそういったものに取り組んでいくという強い姿勢で自らの漁業経営の改善に取り組んでいただきたいというふうに感じているところでございます。それから八雲熊石のニジマスの養殖のお話がございました。これも菅原議員が現在、増養殖事業研究会の会長さんでございられるということで、私も大変期待をしているところでございます。ぜひ研究会でしっかり議論をしていただいて、増養殖に取り組んでいただければと思います。当然町としても本格的な事業を展開するということになりますと、相当な投資が予想されるというふうに思います。町の応援だけで当然できるものではないというふうに思っておりますので、これらについては、そうした取り組みが現実の問題として出てきた時には、国、道のしっかりとした支援もいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

それから基金の積み立てに関しては、先ほど答弁差し上げたとおりでございます。

最後、栽培公社の瀬棚事業所の関係でございますが、これは現在、ヒラメを中心にしてニシンの100万尾のふ化事業にも取り組んでいる。檜山にとりまして大変大切な事業所となっております。これが収支の悪化、ここの事業所ばかりではございません、全体のそうした施設の収支の悪化ということを受けまして、いろいろ検討されてそうした方向にということですが、当面この瀬棚事業所の廃止については白紙の状態となっております。今後やはり収支の改善というのが当然、話の中心になってくるかというふうに思います。やはり適正な価格で供給をするということが大事なんでしょうと思います。その場合に、当然、漁業者の負担、漁協の負担増ということも議題になると思います。いずれにしても適正な価格でということになると。これは場合によっては、道や町の財政応援ということも当然出てくる可能性もございます。そういったときにはしっかりと対応して



いかなければならないというふうに思っております。いずれにしても瀬棚事業所が今後ともできるだけ長く維持できるように、私たちとしてはしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で、ご理解いただききたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） 再々質問はよろしいですか。

○11番（菅原義幸君） 再々質問はしません。

○議長（真柄克紀君） それはこれで菅原議員の1問目の質問を終わります。

これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時15分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 町長にお尋ねします。町発注工事を受注した共同企業体メイン業者の自己破産と町内業者の育成に関する問題についてをお尋ねします。

①当町の町民プール新築工事を受注した共同企業体のメイン業者が自己破産しました。負債総額は約3億円、同工事に係わる取引先の支払手形及び工事未払金は1億円といわれており、町内業者にも深刻な影響が出ていますが、町長の見解を伺います。

②せたな建設協会からの連鎖倒産防止のための残工事の早期発注や補正予算等の要請に対する町の対応内容を伺います。

③3億5,000万円の工事代金は4回の支払いのうち、2回は取引銀行の別段預金口座に振り込まれており、特に最後の払い込みの7,000万円は取引先の支払いに回されませんでした。別段口座預金への支払いは、町の工事請負契約書第39条の第三者による代理受領の規定に基づくものでありますが、今後この規定を廃止し町内業者への被害の波及防止をすべきと考えますが、町長の考え方を伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2問目の質問にお答えをいたします。

1点目のご質問ですが、町民プール新築工事のうち、建築主体工事を受注した共同企業体の代表者である町内業者が工事完成後まもなく自己破産されたことは、町といたしましても大変深刻な事態だと受け止めております。当工事に関連した町内外の業者に工事費未払いが発生し、特に共同企業体構成員の町内業者をはじめ、町内下請業者の経営に大きな影響を受けていることから、地元経済への影響も考え、今後とも公共事業の確保に努めてまいります。また国や道発注工事における地元町内業者への受注機会確保についても働きかけをしてまいります。

2点目の質問であります。

本年8月にせたな建設協会から経済対策として残工事の早期発注や補正予算等での対応の要請

を受けております。これを受けまして9月定例会におきまして補正予算を提案し、大成中学校屋上防水等改修工事をはじめ、4件の工事を前倒し発注しております。また今年度予定している残工事につきましても早期発注に努めてまいったところであります。町内には建設業に従事している人も多く、せたな建設協会においても、これ以上の悪影響が及ばないように一致団結してこの局面を打開していきたいとのことでありますので、今後も町財政などを考慮して必要に応じ経済対策に努めてまいりますので、ご理解を願います。

3点目の質問です。

この第三者による代理受領制度は特に大規模な工事を行う場合、受注者が町から支払われる前払金のほかに、外部から資金調達を行わなければ工事の執行ができない場合、完成代金を受注者の同意を得て融資者、その他の第三者に支払うことができるという制度です。そのことにより融資者は担保を得られるため、受注者は別に担保を用意することなく運転資金の融資を受けられ、資金調達が容易になる利点があり、建設工事の安定的な執行に資するというものであります。なお、あくまでも受注者の判断によって活用される仕組みとなっております。この規定は国で定める公共工事標準請負契約約款に記載され、当町だけでなく北海道においても準用し、円滑な工事執行に活用されておりますので、今後も当町の契約書の約款から削除するということについては考えてございませんというので、ご理解を願います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。

町長から一連の答弁がありました。しかし実態は町長答弁にとどまらない非常に深刻な状況になってるということを私は申し上げておきたいと思うんです。確かに町は幾つかの経済対策を行いました。問題はね町長、1番大事なのは500万の未回収あったという時に、実利益で500万の損害を受けるんです。その時に500万の工事を早期に発注してもらったからといって、当座の金、全体の動かし方にはなるんでしょうけれども、新たに受けた600万の中から実際の利益を、どこまで確保できるかということになると、これはそれぞれの物件で数字が全く違うわけです。到底、600万の工事で受注したその実益が生まれたとしても、そのことによって受けた全損害の600万は埋められるものではないんです。つまり資金の運用の一時的なあれこれの役には確かに立つでしょうけれども、受けた被害の根本的な打開策にはならない。これは改めて申し上げるまでもなく、町長にもご理解できる話だと思えます。労務者に対する賃金などでは、国が全体の8割まで補填するとか、いろいろな制度がありまして現実に活用されているようでありますけれども、今回のようなケースで町内の業者が営々として努力してきた、そういう方に与えるダメージは非常に厳しいものがあるんです。具体的に言いますが、業者名は言いませんよ。ある時に血相を変えて私のところに来られた業者がいました。俺はこれだけの金額すられちゃった。これなかったら商売にならないと、寝られないんだと、何とかしてくれないかということです。私もいろいろ調査できる範囲で調べましたし、弁護士関係ですとか、法曹界の関係だとかいろいろ打診はしました。それから町側で収集しているデータ等々も集めましたし、どのような実態になるかっていうことも限度はありますけれども収集していました。それで一つどうしても思ったことがあるんです。それは町長、今回の場合メインの業者、今回の場合はJ Vの業者のうち、メインの業者がサブの業者の同意も得ない

ままだに自己破産の申請作業に入ったということなんです。サブの方も腹を割って何回かお話ししましたが、全く予想だにしていなかったということなんです。ただ私は、メインバンクは知っていたと思います。どんな言い方しても知らなかったと、なんで俺のとこに来なかったんだとおっしゃってるやの話も側聞しておりますが、メイン業者はわかってますよ、そうした行動パターンやそろそろこうなるかなということ、なぜそう言うかといいますと、2回にわたって別段預金で押さえちゃってるでしょメイン業者は。30年部分払い、30年の部分払いを31年4月10日に別段預金口座で1億4,124万5,600円行っちゃってるわけです。それから完成した後払いです。これは平成31年3月、令和元年6月8日に7,000万ある金融機関に7,000万払ってるわけです。これ回らなくなったんです。貸した方には理屈あるわけです。工事請け負って入ってくる、部分払い、あるいは完成払い、それを返してくれるなら融資してあげますよという話ですから、その限りでも違法性があるかっていうと違法性は問えないと思います残念ながら。それから町自体にしても、契約書の約定、これは町長、第39条ですよ。第三者による代理受領、受注者が第三者のこの口座に振り込んでくれということになったら、町はそれを拒めないんです。そのとおり支払わないとならないと。それは何ら問題はないわけですから。ただ手続き上問題がなければいいという話にしておいていいのかと、私ここを言ってるんです。国もいいですよ、道もいいですよ、振興局いいですよ、開発でも、ただ町長、我が町でああなたの代になってから大型の倒産2件おきてますでしょ。私は今後なければいいなということを心配しております。そういう時に、町発注工事、あなたがやってる行政のど真ん中で、その工事の支払いを一つのきっかけにして関連業者、下請業者の大変な苦しみが始まっているわけですから、ここから何らかの教訓を得て、この深刻な状況を少しでも和らげていく、今後の教訓にする必要が全くないんですか。多分、別段預金で払わないと金貸してもらえないから、そうしたんだと思うんです。それはわかります。しかし入ってくるその工事の代金というのは、必ず取引業者に第一義的に払わなきゃいけないんです。その前に労賃が最優先しますけれども、それから下請業者にも払っていかなくちゃいけないんです。その肝心要の原資が金融機関に押さえられてるから、金融機関は、中間払いでもらうという工事を、いついつ払うっていうから貸してやったんだと、こういう理屈になるでしょうけれども、その金額を押さえられたら払うべき取引先業者、下請業者、労賃、ショートするというのには目に見えてる話なんですから、そういうことを契約書で堂々と明記するということについては、国がやっていることであれ、道がやっていることであれ、私はおかしいと思います。このことについては、私は、町長にしっかり検討していただいて、単純にやります、単純にやりませんという答えをもらいたいと思ってません。相当突っ込んで政策的にも、それからかなり専門的なことの判断もせんきゃならんと思いますけども、お願いしたいと思います。それから町内業者やっぱり弱いんです。町長のところは億単位の商売やってるからいいかしらんですけども、50万、100万、200万単位なんです。それ300万すった、500万すったって顔色変えて、血相変えてくるんですから。やっぱりそういうものを防止するとなれば、一つ一つ契約の検討、発注のあり方さまざまなやり方で、特に私は町内業者を守ってほしいと思います。町外の大きなところまでとても手は伸ばしません。でも今回は町内の大きな業者と、まだ倒産していない、自己破産していないサブの業者は狭小なってます。少なくとも3カ所って聞いてます。だからそのサブの方も町内業者であって、大変な苦しみを受けてるわけです。

私は同情します。何とか関連倒産しないで前に進んでほしいと思ってます。等々も含めてこの契約のあり方が、このままずっと続いていくのかということについて深い疑問を持ってるってことなんです。まずここで変えるっていう、そういう答弁、なかなかいかんと思いますから、私の今申し上げた点も含めて、ぜひ検討をしていただくということの意思表示をしていただけませんか。町長、無理ですか。

もう一つだけ、この再々質問やりませんから、もう一つで終わっておきますが、うちらも商売やってますけども、要するに金融機関から借りる時に、別段預金口座でよろしいですよっていうふうに貸付条件受けるということは、それあれなんですよ、黄信号からやや赤信号に近いんです。それは常識なんです。なぜかっていうと借りた金は、それを元手にして商売やって、支払うべきもの払って、最後、利益が手元に残って、それをベースにしてまた再投資していくわけですから。それ商売のイロハでしょう。ところが今、別段預金に積まなきゃいけないというのは、元々金が無いんです。金が無いために一旦借りちゃうと、借りた金はいろんな資材を用意したり、下請さんとの契約ある、支払いもやらなきゃない。ところが銀行のほうはそうやったらお前返す金あるのかと。会社やるのはいいさと、担保入らない、保証人つかない、したら貸してやるけども別段口座に振り込むということで、発注者との契約交わしてそのとおりにやってくれたら一時出してあげますということですから、ものすごい厳しい金の貸し方なんです。私はそういうことを地域の協力、協働で地域の皆さんあつての金融機関だと、皆さんとともに栄える何十年の歴史を持ってんだというような地域密着型の金融機関のあり方としていかがかと思ってます。しかもこの金融機関は、我が町の指定金融機関でしょ。金融機関が1人栄えて、地域の経済がおかしくなるようでは、私は納得できないんです。そういうことも含めて広く、この町の産業経済、譲渡企業というものを守っていく上で、非常に相当に大きなスケールの大きい取り組みになってきますので、そういうことの決意も含めて、町長わかったと言ってくれば、あと再々質問しませんから、力強く答弁お願いします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

今回の件については、借り手、貸し手の間のお互いの了解の中での契約と、これが履行されたという形だというふうに受け止めております。ここで39条についてのご質問でございました。これが下請けへの未払いが今回発生しておりますが、これがこの39条によるものかどうかという点については、これは少し勉強してみないとならないというふうには、議員のご質問からしてそういう感じをして質問を聞かせていただいたところでございます。いずれにしましても町としては、このような事態、2年続けてこうした状況が生まれました。ただ昨年については、この39条に関連してということではございませんでした。今回は39条ということでございます。こういったことを十分勉強させていただいて、どうするかということについて検討させていただきたいというふうに思います。ただやはり企業を経営する場合に、いろいろな企業の体質でございます。必ずしも経営基盤のしっかりした企業ばかりではないということからすると、いろいろ経営のやりとりの面において、これは国も必要というふうに認めてのお話でございますので、うちの町だけがこの条項を有しているということではないと。ほかの町も道も国もこういった中で発注をしているということ

については、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 3つ目の質問を行います。

今後、専決処分はしないとする町長発言の真意と、地方自治法第179条に基づく適切な専決処分の整合性についてお尋ねします。

①11月1日町長は、複数の町職員がいる前で、私にもう専決処分はやりませんと発言しました。議場での発言ではありませんが、発言内容は重大であり真意を伺います。

②議会開催中に、議案も出さずに1億5,000万円の補助金を専決処分したことは、地方自治法179条違反であり町長も不適切だと認めました。しかし災害発生時など議会を召集する時間的余裕がない時や召集しても議会が成立しない場合なども含めて、今後専決処分をしないとするのであれば、町政に支障が生じます。いかがですか。

③訓令第34号のせたな町緊急工事事務処理要領に予算措置が講じられていないものも含まれておりますが、この部分は議会側の承認が必要ではないか。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3問目の質問にお答えをいたします。

ご指摘のございました発言につきましては、せたな町表彰式終了後の祝賀会での席ではないかと考えているところです。お祝いの宴席でもあり、発言の前後の脈絡、主旨については、はっきりと記憶しておりませんが、私の不用意な発言により議員に誤解をあたえてしまったようです。専決処分については、これまで同様に適宜、地方自治法179条に基づき適切に行ってまいりますので、ご理解を願います。

2点目の質問です。

専決処分については、地方自治法第179条第1項の要件に基づき、必要な議決又は決定が得られない場合の手段として、普通地方公共団体の長に、議会の権限に属する事項を代わって決定する権限でございますので、1点目のご質問でお答えしたとおり、今後におきましても、地方自治法第179条に基づきまして、これまで同様、町政執行に支障がないよう適切に専決処分をしていく考えでございます。

3点目の質問です。

この緊急工事事務処理要領は、災害や事故もしくは災害の未然防止のために緊急に発注しなければ住民の生活や生命に重大な支障をきたす場合に、工事や修繕を迅速に行うためのものです。緊急対応を行わなければならない事象に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき入札等の手続きの簡略化によって迅速に対処できるよう定められたものです。議員ご指摘のとおり基本的には予算の範囲内で行うべきところではありますが、災害や突発事故については想定外なこともあり、予算措置がなされていない場合もあります。しかしながら通常の予算措置を待ってからだとは二次災害の拡大や、住民生活に支障が出る恐れがあることから、管理責任を果たすべく緊急に応急工事を発注する流れとなっています。なお予算については、補正対応をさせていただいております。

今後においても事業を厳正に吟味しつつ、これまでどおり対応させていただきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。

町長、私どういう答弁するののかと思って、今日1番注目してました。これ自治法に基づく、そこをクリアした専決処分はやっていいんです。むしろやらないと支障が起きるんです。ちょっと触れていたように救急災害が起きたときに議会を集めてってというのは、これ現実問題、大変なんです。その時には専決処分という自治法上の権利権限使えばいいんです。あるいは何回議会招集しても成立しなかったと、とてもこれ以上待てないっていうこともあるでしょう。地方自治法のいう179条の専決処分の要求ってというのは限定されてるんです。町長がいつも好きな時に勝手にやっていいということではないんです。まずこの点ははっきり言っておきます。それから今後一切しないということについてですけども、これは必要な専決処分やらないとダメなんです。私は、町長にただの1度も専決処分を今後一切やるべきでないと申し上げたことは公的にも、私的にもありませんから、そこは町長しっかり軽はずみに言って済むこと、済まないこと、私固いこと言いません別に。人間だからポロっと出て、そりゃーっていうのがあるから、そこまで私言ってませんよ。しかし複数の職員の方がおって、その町長の発言が訂正されなければ、これが真意だということの修正がされなければ、いや発言どおりということですよ、今回の発言ではなく。さてそこで、私もざっくばらんに町長の腹どうなのかと、こういう場面でざっくばらんと言えるかどうかはわかりませんが、町長どうなんだとお尋ねするわけです。今まで問題になったのなぜ問題になったかわかりますか。

179条の規定というのは、議会を招集する暇がないときなんです。それから招集しても成立しないときなんです。いろいろ難しいこと179条に書いてありますが、簡単に言えばその2つなんです。その2つをあなたどうしたかという、議会開いてるど真ん中に議案書も出さないで専決処分やりますっていうから問題になったんです。これは今でもあなた間違っていないって言うふうには言い切れませんか。これ間違ってるんですから。なぜかっていうと今日本当はそこまでやるつもりではなかったんですけども、平成30年5月31日に私がペーパーであなたにお示しして、30年6月21日に第2回町議会定例会で報告されて、すでにきちっと固まった町長と私の間の、このたびの専決処分に関する5項目合意というのがあるわけです。大変申しわけないんですが、念のために朗読させていただきます。一つ、継続調査中の案件を議会の反対を押し切って専決処分することは、不適切な行為であり、今後、常任委員会等で継続調査中の案件の専決処分は再び行わないこととする。これは極めて限定的にしか書いてないんです。事務調査終わってないのに、それ尻目にいきなり議案に出してと、それならやらないでちょうだいよ町長ということで、極めて明瞭な限定的なものなんです。その際に議会側は案件の迅速な調査に努めるとともに、行政側は、早期の報告、十分な資料の提供にとどめようと。みんなお互い努力しようじゃないかっていう話なんです。それから3つ目、議会側は平成28年度せたな町一般会計決算の畜産クラスター関連数値の減額修正要求を凍結する。これは一つの知恵なんです。あの時は議会は減額した28年度の決算書を出せと。これ巡って激しい論争やってたわけですから、それいつまで続けるんだということにつきましては、これは凍結しよう。こっから前の町の諸課題、いろいろな重要な案件あるから、お互いにそこは凍らして

おいて、いつか溶けるかはしらんけれども、凍らして置いて前に進んで、町民のために尽くそうと。それから4番目は、議会側は若松・瀬棚米飼料利用促進協議会に対する補助金の返還要求を凍結すると。要するに1億5,000万クラスター予算として出したわけです。これは1回も議決されていないんです我が町では。過去のどの資料調べてみても、このクラスター予算補正議決した経過が一切ないんです。決算議会でも通っておりません。しかしこの返還要求は凍結しますということにしたわけです。凍結ですから時と場合によっては溶けることがありますよ。それは町長も承知でしょ。5番目、4月12日開催の第2回臨時会で町長が表明した処分相応の措置を自らに課するとした件は、6月開催の第2回定例会で処置されてます。これが全てなんです。ですから私の立場で言わせていただければ、議会のとった行動に間違いはなしと。ただの1点も訂正、修正すべきではないという明々白々な5項目の取りまとめです。私は、基本的に今回、平成29年の3月からこれまでにかって展開してきたせたな町内における専決処分の一連の行動については、不適切な処分であったということを町長が認めたことによって、今後、再びやらないということを町長が誓約したことによって白黒がついたと。議会側の判断に間違いはなかったという確たる確信を持った受け止め方をしているんです。これは今後、間違いだという方がおっしゃるのであれば、正しいというその論拠、それを全ての皆さんに私の見解を堂々と公表すると。それだけの用意はある。実務的に準備をできてるということを申し上げておきたいと思います。論争ということよりは、私はそう考えているということを町長に申し上げておきますから、町長も私の質問聞いて、俺はこう思うというところがあれば率直におっしゃってください。このまま再質問で止めますから今日は。それで3番目の訓令34号の問題なんです。これも私の質問で出すか出さないかちょっと検討してみたんですけども、これは町長、広い意味で専決処分の一つの概念に入るではないかと思ってるんです。なぜ私はそう思うかと言いますと、予算を議決しないと町側は一切執行できないんです。これは地方自治法の原則です。要するに、議決されてないものを町がパンパンパンパンやっちゃったら自治体として成り立ちませんから、そこで緊急災害の時にはそういかないだろうということで、少額工事の場合の取り決めやってるから、それはそれで要綱や訓令でやるのはいいと思うんですけども、ただちょっと気になりましたのは、町長、そこに書いてありますが、緊急工事要綱に予算措置が講じられていないものも含まれておりますということなんです。事前協議第3条後段、これは私悪いと言ってらんじゃないんです。こういうことを町長内部でお決めになるのであれば、これは条例ではないですから議決要らないんです。それもいいと。ただし所管の委員会なり、全員協議会に今後こういう要領決めたので、一つ報告をし、ご了承を得ておきたいと。こういう作業だけはやってみてほしいと思うんです。そうしませんと、もうあなたのサイドでの要領をボンボンボンボン作って、議会知らない間に、これも専決だ、これもできるんだということになるのも行政と議会の関係からいって、いかななものかなと思いますので、これ一つ町長、難しい問題ではないと思いますので、何らかの議会の承認を得る、そういう措置をとっていただきたいと思います。今日申し上げたい点は以上です。多分再質問をしないと思いますので、単純明快に答えてください。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。

専決処分につきましては、菅原議員と髓分意見を交わさせていただきました。なかなか意見の食

い違いがございまして、お互い合意ということにはなりませんでしたが、しかし菅原議員の配慮もありまして、そうした結果をもって、今後このような処分を行わないということになったところがございます。議員のご意見は十分これまでも聞かせていただいていたところがございます、今回もまたしっかり承っておきたいと思っております。

それから緊急工事の関係でございます。これはもちろん緊急工事に限定した要領でございまして、これの対象になるのは災害や事故ということで、緊急に対応しなければならない工事というふうになっております。29年4月に要綱を作成をいたしまして、菅原議員おっしゃるように要綱、要領については、議会にも十分説明しておくべきだというふうに思っております。今後このような改正や新たな要項、要領を作る時には、そういったことを十分注意していきたいと、今後、こういうご指摘を受けることのないようにしっかりやってまいりたいと思っております。

ご理解願います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員、次の質問です。4問目です。

○11番（菅原義幸君） 4問目行います。

第2回、第3回定例会以降の進捗状況についてお尋ねします。

①第2回定例会以降の北部桧山衛生センターの運営に関する構成町の町長としての取り組み内容について伺います。

②第3回定例会以降の雅荘の再開に向けた町長の行動と再開の見通しについて詳細を伺います。以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは議員最後の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、6月定例会での議員からの一般質問で、衛生センター組合にかかるご指摘については、組合事務局に対して報告させていただきました。これらを踏まえ組合事務局と副町長との協議を重ね、運営にかかる諸課題についての整理作業を現在進めているところであります。今後の予定としましては、1月開催予定であります構成2町、町長、副町長及び担当課長会議において、今後の取り進めについて協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

2点目、せたな雅荘の件でございます。このせたな雅荘の再開につきましては、第2回並びに第3回定例会におきましても、町内事業所に検討していただいているとお答えしており、繰り返しのようになりますが、現在も引き続き検討していただいている最中でございます。私自身も事業所の関係者とお会いをして、直接お願いをさせてもらっているところであります。再開の見通しについては、今のところ目処は立っておりませんが、再開に向けての努力を引き続きさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。

まず①いろいろご答弁ありましたから、慎重に見守るということで対応させていただくことにしたいと思います。

②3月定例会後の雅荘の再開に向けた町長の行動と再開の見通しについて、これは町長、前回までと基本的に変わってないということですか。首かしげてますけども、再開に向けた見通しについ



て詳細に伺いますとお尋ねしたんですけれども、見通しについて先ほどの答弁では、こういう光があると、こういう希望があるというような報告は私の耳には入ってこなかったんですが、あと町長3カ月ですよ今年度っていうと。私は町長だけを責めてるつもりは毛頭ありませんからね、これは誤解しないように何回も申し上げますが、檜崎医院の採納願の時にも、やはりあれは議会側にも最終判断した大きな責任はあるんです。それで理事者側も、こういう方法だ、ああいう方法だ、先進地を見てきた中で全てを含んで約3億の事業としてスタートしたという経過がありますから、私たちも十分、経過の上での責任はありますから、そこを無責任に申し上げているつもりは全くございません。ただ町長、これ今のままで見通し悪いんだって、ちょっとはつきりしませんですとなれば、あと1、2、3月ですよ。国の補助金返還の問題も随分、引き延ばしてくれて、政治配慮だと思うんですが、4月1日迎えて5月だ、6月だ、7月だというふうになるんでしょうか、休止状態が2年以上に跨ってしまえば。そういうことで私は非常に焦りを感じています。今回データ調べてみたんですが、補助金還付一口で1億5,000万ですか、金額で、アバウトですよ。それからスタートする時に町の補助金結構出てるんですよ調べたら。実施設計の段階で970万の補助金出てますよね。整備工事費としては、町補助金1億1,998万8,000円、1億2,000万出てるんです。備品購入費で町から644万出てます。開設準備費でそのほかに260万1,183円、事業整備にかかる部分だけでは1億2,600万ですが、そうしたもろもろのものを含めると町補助金は、実に1億3,800万になっているんです。四捨五入すると1億4,000万です。これ町長確認できますね。もろもろのものでマックス。そうしますとこれはもトータルすればやや3億近いんですよ物件としては。そのほかに恵福会からの補助金要請で運営費補助の要請で1,000万1回、この3月に1,900万1回、既に四捨五入して3,000万になっていると。このたびの補正予算では3,980万の補助金の予算計上がなされている。これを全部にしますと約7,000万ですから町長どうということになりますか。足し算すると3億6,000万ぐらいになりませんか。この3億6,000万というのは財源として考えれば自主財源ですよ全部。世間で言うところの町民の税金なんです。まだそういうことに至ったわけではないけれども、そういう可能性が極めて濃厚だということになりますので、私これは避けたいっていうことを一貫して言ってるんです。どうすれば避けれるか、再開以外ないんです。再開する場合には、自治体か社会福祉団体か社会福祉法人か、この2択ですからね。ここのところを来年3月31日まで詰めきることが可能なのか、本当に切羽詰まってきたると思います。私は町長だけを一方的に責めるつもりはないんです。何回も言いますが、ちょっと誤解を受ける言葉かもしれませんが、不肖菅原にもお前汗かけと、協力しろと言っていたのであれば、自分はこうしなければならんだろうなという行きがかり上の責任は感じています。50数年も歴史を持っておった檜崎医院が、当時、檜崎由紀子先生が老健施設に利用してほしいと言って寄附採納願いを差上げたときの、その本当の姿見えますから、つらいですよここで明らかにするっていうことは。現実的に今、定数29ですけども介護事業所に入りたいう要望があるんです。いつ再開になるんですかという声も依然として出てるんです。そういうわけで、これは残り期間少なくなったとはいえ、万難を排して町も苦勞して私も協力しますから、何とでもこれ再開するようにしませんか。私の率直な意見言います。もうここまできたら恵福会に頭下げてでも、もう1回やってくれと、これが一つです。断られるかもしれません。もうここま

で来ちゃったんだから俺らとってもやれないよと。懲り懲りしましたというふうになるかもしれませんが、しかし介護施設に関わってきた社会福祉法人に籍を置いてる方に、私は魂に揺すりかけていって、そのことの話が果たして通じないものなのかなと思います。それで叶わない時には、私は町で直営すべきだと思います。もちろん町でやると高いわけですから、それくらやって1億5,000万をむざむざ返還にしまうということであるならば、何年間かという限定付にはなるかもしれませんが。それだって方法あるんじゃないかというふうに。これはいろいろ異論あるかもしれませんが、菅原お前何言っているんだと、そんなことできるかという異論あるかもしれませんが、事ここに至っては、その2択しかないのではないかと思います。

その点について町長に真摯に考えていただきますように、ご提言申し上げまして一般質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

ただいま菅原議員からありがたいご提言をいただいたところでございますが、現在、この交渉、相手がありますのでなかなか思うようには進んではおりません。しかし随分、前進をしてきたなというふうな印象を受けているところでございます。時間も限られておりますことから、再開に向けて懸命に努力してまいりたいと、いい報告ができるように、そういう雰囲気がかましましたらすぐにも議会に報告をさせていただきたいというふうに考えております。

頑張ってまいります。ご理解願います。

○議長（真柄克紀君） これにて一般質問を終了します。

ただいまより20分まで休憩といたします。

休憩 午後3時12分

再開 午後3時20分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

それではこれより議案審議に入ります。

議案配付から相当期間が経過しており各委員におかれましては、その内容を十分調査されていると思います。よって町側の内容説明については、簡明、簡潔にお願いいたします。

議案第12号、議案第13号、発議第1号は補正予算に関連いたしますので先に審議します。

#### ◎日程第6 議案第12号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、議案第12号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その2の23ページでございます。議案第12号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、せたな町長等の期末手当を改正するため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第12号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

内容につきましては、せたな町長等の期末手当を人事院勧告に基づき100分の5カ月引き上げるものでございます。

25ページでございます。新旧対照表で説明させていただきます。表の右側、改正前でございます。第4条第2項中、下線部100分の222.5を、改正後では、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合は100分の227.5に改めるものでございます。

次に第4条第2項の改正につきましては、せたな町長等の期末手当に係わる支給額について6月と12月分の配分を変更して均衡を図るものでございます。右側改正前でございます。第4条第2項中下線部、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5を、改正後では、100分の225に改めるものでございます。なお附則といたしまして1、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。2、第1条の規定による改正後のせたな町長等の給与等に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

#### ◎日程第7 議案第13号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第13号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 同じく議案のその2の27ページでございます。議案第13号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことに伴いまして、せたな町職員の給料月額等を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第13号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の主な改正内容につきましては、人事院勧告に基づき民間企業との均衡を図るため初任給及び若年層、この若年層については当町におきましては、30歳代までの俸給月額を0.09%引き上げ、期末勤勉手当につきましては0.05カ月分引き上げる改正及び人事院勧告に基づき、住居手当等も改定するものでございます。

また成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人の一律な権利権限が見直されたことに伴い、条例を一部改正するものでございます。

43ページでございます。新旧対照表で説明させていただきます。右側改正前、左側改正後でございます。第23条、期末手当でございます。第23条の2第2項中（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）を改正後では削除いたします。第26条、退職者の給料でございます。第26条第5項中、当該各項にを、改正後では、これらの規定に改めるものでございます。

第24条、勤勉手当でございます。44ページでございます。第24条第2項第1号中100分の92.5を、改正後では、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5に改めるものでございます。

次に44ページから49ページの別表第1、行政職給料表は、改正後では、下線部につきまして全て改めるものでございます。

次に49ページから53ページの別表第2、医療職給料表（一）は、改正後では、下線部につきまして全て改めるものでございます。次に53ページから57ページの医療職給料表（二）では、改正後では、下線部につきまして全て改めるものでございます。次に57ページから63ページにございます医療職給料表（三）は、改正後では、下線部につきまして全て改めるものでございます。

引き続き63ページでございます。第12条、住居手当でございます。第12条第1項中、月額1万2,000円を、改正後では、1万6,000円に改めるものでございます。

次に64ページでございます。第12条第2項第1号中、月額2万3,000円を2万7,000円に改め、1万2,000円を1万6,000円に改め、同項第2号中、月額2万3,000円を2万7,000円に改め、1万6,000円を1万7,000円に改めるものでございます。

次に第24条、通勤手当でございます。第24条第2項第1項中、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を、改正後では100分の95に改めるものでございます。なお附則といたしまして、1、この条例は公布の日から施行する。ただし第3条及び附則第4項の規定は令和2年4月1日から施行する。2、第2条の規定による改正後のせたな町職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。また第3項で給与の内払いについて、第4項において住宅手当が減額となる職員の1年間の経過措置について定めております。第5項の附則として、前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第8 発議第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第8、発議第1号せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

大湯圓郷議員。

○7番（大湯圓郷君） 発議第1号議員報酬及び費用弁償等に関する条例、議案その3の1ページでございます。ただいま上程されました発議第1号せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町議会議員の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正するものであり議会運営委員会で提案するものです。

改正内容につきましては、3ページの新旧対照表により説明いたします。左側改正後、右側改正

前でございます。今回の人事院勧告に伴う改正は、期末手当につきまして100分の5の引き上げを行うものとするものです。現在6月、12月とも100分の222.5の支給であるところ、上段、第1条の一部改正で、第6条第2項、改正前100分の222.5とあるを、改正後6月に支給する場合は100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5に改めるものであります。この改正については、附則の2にありますように令和元年12月1日から適用するものであります。また中段、第2条の一部改正で、第6条第2項、改正前6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給分する場合には100分の227.5とあるを、改正後100分の225に改め、6月、12月支給の期末手当を均等にしましたものです。この改正は、附則の1にありますように令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

議員各位の賛同をよろしくお願いします。

(「よし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。

質疑を省略し、討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

#### ◎日程第9 議案第1号

○議長(真柄克紀君) 日程第9、議案第1号令和元年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案その1の1ページでございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に2,751万6,000円を追加し、補正後の予算総額を90億4,255万6,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、移住定住促進住宅奨励金、北檜山恵福会運営事業助成金、産業担い手育成事業奨励金、国民健康保険事業特別会計をはじめ、各特別会計への繰出金の精査、委託業務及び工事などの完了に伴う執行残の精査のほか、行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして、継続費の減額補正1件、債務負担行為の追加2件、地方債の減額補正3件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは議案第1号令和元年度せたな町一般会計補正予算第6号の内容について説明いたします。

はじめに議案その1、5ページ、第2表継続費補正から説明いたします。継続費の変更でございます。令和元年度から令和3年度までの継続事業であります防災行政無線デジタル化整備事業について、今年度の事業費が確定したことから総額及び年割額をそれぞれ記載の額に変更するものでございます。

次に6ページ第3表債務負担行為の追加であります。貝取潤公営温泉浴場指定管理料については、令和2年度から令和4年度までの期間、貝取潤公営温泉浴場の管理に関する基本協定書第22条第2項の規定による年度協定に定める額を限度額として、産業担い手育成事業補助金、令和元年度については令和2年度から令和5年度までの期間82万4,000円を限度額として、それぞれ債務負担行為をお願いするものであります。

次に7ページ、第4表地方債補正の変更であります。町有施設施設解体事業など3事業について事業費の精算による限度額の減額でございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

それでは別冊の補足資料によりご説明いたします。事前にお目通しをいただいているものと思えますので、主な歳入、歳出のみ簡略に説明させていただきます。よろしく願いいたします。

はじめに歳出から説明いたします。補足資料の4ページでございます。議案その1では15ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では2万9,000円の追加でございます。11節需用費の光熱水費では、庁舎の電気料の精算による100万円の追加をお願いするものでございます。13節委託料では、電算システム機器更改業務297万円の減は、入札執行残の精査によるものでございます。18節備品購入費92万4,000円の追加は、故障による大型プリンターを更新するものでございます。5目財産管理費では、町有施設解体工事433万3,000円の減は執行残の精査によるものでございます。6目基金管理費200万1,000円の追加をお願いするものでございます。25節積立金では、寄附金をいただいた方のご意向に沿いまして、社会福祉基金に1,000円、スポーツと文化振興基金100万円を積立するものでございます。28節繰出金では、ご寄附された方の意向に沿いまして中村秀夫基金に100万円を繰出するものでございます。7目企画費では、51万1,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金では、空家等除却事業補助金にかかわる申請件数が増えていることから50万円を追加するものでございます。11目光ファイバー網管理費では、新美谷トンネル関連の設備撤去に伴い、IRU設備支障移転等業務に220万円を追加するものでございます。14目諸費では、685万2,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金では、瀬棚須築線の利用者増に伴いデマンドバス運行事業費補助金393万円の追加、新築及び住宅購入の件数増が見込まれることから移住定住促進住宅奨励金400万円を追加するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費では4,017万7,000円の追加をお願いするものでございます。19節負担金補助及び交付金では、せたな雅荘運営欠損分の支援として、北

檜山恵福会運営事業助成金、せたな雅荘事業会計欠損分として3,980万円の追加をお願いするものでございます。

次に5ページでございます。4目後期高齢者医療費では、負担金の確定により療養給付費負担金346万1,000円の減、繰出金では保険基盤安定負担金等が確定したことにより後期高齢者医療特別会計繰出金323万円の減でございます。5目障害福祉費753万円の追加でございます。20節扶助費では、当初見込みと比べ件数、給付費が増えたことに伴い療養介護医療給付費20万円、補装具費100万円、障害福祉サービス等給付費560万円を追加するものでございます。7目老人ホーム運営費422万6,000円の追加でございます。11節需用費の光熱水費では、電気料の精査に伴い407万円の追加をお願いするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費497万6,000円の減でございます。28節繰出金では、病院事業会計繰出金554万3,000円の減額につきましては、事業費の精査による医療機器等購入分などとなっております。2項清掃費、1目清掃総務費では、建設費用の精査等により北部桧山衛生センター組合負担金317万4,000円の減でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費178万6,000円の追加でございます。産業担い手育成事業補助金は、農地借地料の補助金として20万6,000円の追加、農業担い手研修事業補助金は、農業者の視察研修として58万円の追加、産業担い手育成事業奨励金は、Uターン等1件の交付として100万円を追加するものでございます。7目農業施設管理費23万7,000円の追加でございます。11節需用費では、ふれあいプラザ給湯設備配管部材の修繕として54万9,000円を追加するものでございます。3項水産業費、2目水産業振興費では、要望事業の追加により漁業チャレンジ等支援事業補助金として298万7,000円を追加するものでございます。

次に6ページでございます。7款1項ともに商工費、1目商工観光費では、産業担い手育成事業奨励金として新規就業する1名の方に交付する200万円の追加でございます。3目観光施設管理費では、低気圧の強風被害で破損した貝取潤観光看板の修繕として74万8,000円を追加するものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目地方道改良事業費では、入札執行残の精査による町道公園通3号線改良舗装工事271万8,000円の減でございます。

9款1項1目ともに消防費では、檜山広域行政組合消防費負担金676万8,000円の追加でございます。補正内容につきましては、別冊で配付しております檜山広域行政組合関係予算事項別明細書（第4回）で確認できますが、人件費の精査や消火栓取替修繕などについてお願いするものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、4目教員住宅管理費では28万3,000円の追加でございます。11節需用費では、教職員住宅の修繕料として49万9,000円を追加するものでございます。2項小学校費、2目教育振興費では573万3,000円の減でございます。18節備品購入費では、入札執行残の精査によるICT教育用備品517万2,000円の減でございます。3目学校施設整備費では199万8,000円の減でございます。11節需用費では、各小学校の修繕料として86万9,000円を追加するものでございます。3項中学校費、3目学校施設整備費で



は28万7,000円を追加するものでございます。11節需用費では、各中学校の修繕料として107万2,000円を追加するものでございます。

次に7ページでございます。4項社会教育費、4目郷土館費では、大成郷土館換気扇の取替修繕として46万円の追加をするものでございます。

12款1項1目ともに職員給与費では、給与改定等による人件費の精査として907万9,000円を追加するものでございます。

これにかかわる主な歳入でございますが、戻りまして補足資料の1ページでございます。議案その1では10ページからとなります。9款1項1目ともに地方交付税につきましては、財源調整による普通交付税1,161万8,000円の追加でございます。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金では、所得世帯の変更に伴い常設保育料及び認定こども園保育料が254万1,000円の減になるものでございます。

12款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料、4節港湾使用料では、港湾の利用件数の増により191万円を追加するものでございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、利用件数、費用の増に伴い補装具費、障害福祉サービス等給付費、療養介護医療給付費負担金として340万円を追加するものでございます。同じく2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、臨時職員の賃金等の精査に伴いプレミアム付商品券事業事務費補助金122万2,000円の減でございます。同じく4目土木費国庫補助金では、地域住宅計画関連事業交付金83万2,000円の減、町道公園通3号線改良舗装事業交付金110万1,000円の減、除雪事業交付金154万8,000円の減については、いずれも事業費の精査によるものでございます。

次に2ページでございます。16款1項ともに寄附金、2目一般寄附金では200万1,000円の追加でございます。ご寄附された3名の方のご意向に沿いまして、社会福祉基金、スポーツと文化振興基金、中村秀夫基金に積立をするものでございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、北檜山恵福会運営事業助成金に充当するため3,980万円を追加するものでございます。同じく3目産業振興基金繰入金では、漁業チャレンジ等支援事業補助金に充当するため298万7,000円を追加するものでございます。同じく4目担い手育成基金繰入金でございます。産業担い手育成事業補助金に充当するため20万6,000円の追加、大変申しわけありませんが、次の事業名に誤りがありますので、ご訂正をお願いいたします。農業担い手育成事業補助金充当となっておりますが、正しくは農業担い手育成を研修に訂正をお願いいたします。大変申しわけありません。農業担い手研修事業補助金に充当するため58万円の追加、産業担い手育成事業奨励金に充当するため300万円を追加するものでございます。同じく5目生活交通確保対策基金繰入金では、生活交通路線維持費補助金充当に285万2,000円の追加、檜山北高校通学費補助金充当に70万5,000円を追加するものでございます。同じく6目スポーツと文化振興基金繰入金では、事業費の精査に伴い社会体育事業補助金の充当を32万9,000円減額とするものでございます。同じく7目、公共施設整備基金繰入金では、大成総合支所長寿命化改修事業ほか13事業の入札執行の精査に伴い1,107万4,000円の繰入を減額するものでございます。

次に3ページでございます。20款1項ともに町債、1目総務債では、町有施設解体事業債440万円の減、2目土木債、上架施設整備事業債30万円の減、3目消防債、防災行政無線デジタル化整備事業債2,030万円の減については、事業費の精査によるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

横山議員。

○8番（横山一康君） 議案その1、18ページ、3款の民生費、1項の社会福祉費、3目の老人福祉費についてお伺いしたいと思っております。北檜山恵福会運営事業助成金ということで3,980万円が計上されております。この件に関しまして総務厚生常任委員会で2回審議をさせていただきました。この3,980万円は確認をさせていただきたいんですが、その後、十分精査された金額ということで、ここに上がってきたのでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） ただいまの件にお答えいたします。この3,980万につきましては、北檜山恵福会の事務担当者の方と十分収支の内容につきまして、聞き取り調査を行いまして、私も十分な精査を行って支援額を決定したものでございます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 保健福祉課長から十分精査された上で、今日ここに出てきたというふうなことで理解させていただきたいと思っております。いろいろこの雅荘に関しては設立の経緯等あると思うんですが、法人に対して欠損金を助成するということはあまり無いことだと思います。今後このような場合があった時、どう対処していくのかお答え願いたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） それではお答えを申し上げます。改正前の常任委員会でもそういった論議がかなりなされたところでございまして、私たちもそういった類似の施設につきましては、大変心配をしているところでございます。これは恵福会が社会福祉法人として運営をしているところでございますけれども、建物の改修ですとか、そういったハード面の補助はあるところでございますけれども、今回この補助をする経過につきましては、他の介護施設と違うというような点につきましては、これは民間からの病院施設を譲り受けながら、それを再利用するというような大きな課題を持ちながら、町内の介護施設を運営する北檜山恵福会と十分な協議を重ねながら小規模地域密着の特老施設として運営をお願いしたと、こういったケースがございます。ですから町としてはこの経過というものを踏まえての決断、決定に基づいて財政支援の決定をしたところでございまして、所管の総務厚生常任委員会にもお諮りをしたところでございます。それでこのあと第7次の介護計画が策定されるというふうなこともございますが、私どものような小さな町で50床足らずのこういった施設が運営されているというようなことが、国として都市部とこういった地域の事情を一緒に考えて介護報酬が決められるというようなことについては、なかなか私どものような町には大変厳しいものがあると思っております。またこれは将来を考えますと民間の法人が運営するということでございますけれども、将来こういった施設が町の福祉施策において何が必要か

というようなこともおそらく出てくるということでございますので、そういった時にはやっぱり民間法人与自然な協議をしていかなければならないと思っておりますし、そういった時期がまいりましたら十分な協議が必要になってくると考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 今後このような場合があったらどうしますかという質問に、わかったようで、ちょっとわからないんですけど、いろいろ対処しながら考えていく、その場その場で考えていくって回答であったかと思っております。ただ副町長の回答の中に、地方と国の介護報酬が一律であってはいけないんじゃないだろうかっていうふうなこともありましたが、そこ詰めていくとまた制度の問題になってきますので、私たちにはあまり関知しないところであるので、そこはあんまり詰めないでおきたいと思っております。

最後3問目ですが、町には指定管理をお願いしてる団体もあります。助成の団体もたくさんあります。そのようなところに、今後、監督ですとか、指導をやったりきちんとしていかないと、このような問題が起きてくると思うんです。できるだけ私は財政が厳しくなってくるっていうこと、ここにいる皆さん全員共通の問題だと認識してと思っておりますので、こういうことが無いように各担当課、町長、副町長含めて、しっかりと連携、指導お願いしたいと思っておりますが、その辺の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） この社会福祉法人の指導、監督につきましては北海道でございまして。ただ北海道と言いつつも、やはり地元の町としては、そういったところをきちんと指導といえますか、管理といえますか、監督といえますか、そういったところは目配せをしていきたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 横山議員の質問との関連で同様の質問をしたいと思っております。補足資料4ページ、19節で北檜山恵福会運営助成金として3,980万円が補正計上されております。これについて吟味をしたのかという質疑に対して、やりましたという回答なんです先ほど。そこで町長に伺っておきますが、このたびの助成金の決定というのは、これまでの2回の助成金とは性格が異なると私は見ております。前回の1,000万と今回の1,900万は恵福会が雅荘を継続運営していくため前向き予算として支給したはずであります。だから私も一生懸命やったんですよ、その限りで。ところがこのたびの3度目の助成金というのは、根本から性格が違うんじゃないですか町長。休止するっていうんですから、休止の向こうにはまだ廃止の手続きを取られていませんけれども、休止する、今まで継続するために補助金を出しておったのに、今回は休止するということを前提にして補助金を出す。これは私は過去2回の補助金の性格と根本から異なるものだと考えるわけです。この点について町長の所見を伺います。併せて恵福会側からは3,988万なにがしてという端数がありますよね。これを3,980万の補正計上をする。一口で言うと丸呑みなんです。3,980万って、非常に切れのいい数字なんですけども、精査したんですか本当に、私の政治的な判断では、これは丸呑みだなと思っております。先ほど樋口課長、あの方真面目な人ですから、万が一

にもでたらめな答弁したと思いませんけれども、ただ政治的に判断しますとこれ丸のみです。で町長に伺いたいんですか、きちんと部下職員、担当課に一つ一つの予算要求の項目の裏づけ、これは補助金として、補助金というのは町長、税金なんですから、町民皆のものなんですから、あなたのポケットマネーならいいですよ幾ら出そうが。きちんと積算をして、他の介護サービス事業所との整合性をきちんと保たなければ、これは議会として私は責任持てません。そのことに対する町長の担当課職員に対する指示、そして出てきた3,980万ということの数字の正当性、これについてあなた自身持ってここで、そうしたとおっしゃることはできますか、伺っております。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。過去2回の支援がございましたが、今回の部分については全く背景が違うということでございまして、精査につきましては、担当課がしっかり精査をしたというふうに理解をしているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） ちょっと今の答弁は納得できませんから、しっかりやったと思っておりますって言うてますけれども、どういうふうに分析して、どういうふうにやったのか、その積算の内容資料で出してください。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時06分

再開 午後4時21分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほどの菅原議員の質問に対して町側の答弁を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 大変申し訳ございません。12月3日に総務厚生常任委員会の所管事務調査に提出しております、せたな雅荘会計収支決算書につきましては、これは恵福会からの収支決算内訳を基に町が整理して出した書類でございまして、よろしくお願いたします。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） いや、さっきの私の質問に答えてませんよ。そういう質問してませんから、これカウントしないでください。議長整理してください。私の質問に対する答弁ではないんですから。

○議長（真柄克紀君） 先ほども言ったように最終的に恵福会から出てきたものをきちっと整理した中で資料があるのであればそれを出してくださいということだったんですけれども、それは町が精査した形の中の資料も含めて説明する内容に関しては理解してるということよろしいですか町のほうは。副町長、どうなんですか。大丈夫ですか、いいですか。

浜高補佐。

○保健福祉課長補佐（浜高正明君） 菅原議員のご質問にお答えいたします。

まずこの雅荘の平成30年収支不足分の町への財政支援というものは5月に提出されまして、6

月の総務厚生常任委員会におきまして各委員に説明をさせていただき、その法人の決算というものが、正式には6月末の評議委員会で決定するという経過がございましたので、6月定例会の提案ではなくて、9月補正の提案を考えているという町のほうからの説明をしているところでありましたが、その法人と協議を続けて精査をしていくということで継続調査になっておりまして、6月からこれまでの間、法人と町とでは協議を進めてきたところでありまして、この12月3日の常任委員会におきまして、この本会議の補正予算に提案したいということで説明をしているところでありまして、この資料の関係でありますけれど、当初、要望書が出された中では、当然、内容詳細というものは資料としては提出されていなかったんですが、法人の決算確定してからそれぞれ項目ごとの元帳勘定というものですけど、一つ一つ毎月どの項目でどれくらい支出してるかというような細かい資料を提出してもらって、先ほど課長からも説明しました12月3日の常任委員会では、担当がその精査をして、もらった資料を添付して説明させてもらってますが、この資料とはまた別に、さらに毎月のそれぞれの項目ごとの詳細の資料を担当では、法人から聞き取りしながら作成をしております、その中でこのたび3,980万という金額を提案したのは、これは助成金としてはふさわしく無いよというような項目もございましたので、そういうような内容も削除、対象外としながら精査をして、このたびの金額の提案ということをさせてもらっています。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） まず一生懸命答弁していただきましてありがとうございます。それでちょっと私の求めていることとは違うんです。3,988万7,315円、これは5月27日の書面をもって、理事長酒井誠一さんが高橋町長に助成金出してくれと言った数字なんです。それに対する資料もついてます。浜高補佐いろいろ説明した中で、最終的には8万8,315円をカットして、それで3,980万円に決めました。これが詳細に検討した結果の絶対に間違いない数字ですということになるんですか。私は率直に言います。もう浜高補佐一生懸命の人だということはわかってるし、樋口課長も真面目を絵に書いたような男ですからそれはわかってますから、ただここで問題にせざるを得ないのは、今、雅荘の経営が休止から廃止になるというこの矢先の段階で、じゃ最終的に雅荘側の経営撤退するときの数字丸呑みするっていうことでいいんですかと、私は申し上げたいんです。いや1銭も出すなとか、反対だなんて言ってませんから、これは誤解しないでください。なぜならば税金ですから、町長の個人のポケットマネーではないんです。税金ですよこれ、しかも3,900万、その前に既に雅荘を継続するための支援として1,900万1回、1,000万が1回、トータルで7,000万になるんです。先ほどのことと重なりますが、もし再開できないとなれば、いずれかの時期に1億5,000万の補助金返還請求が出てくるんです。私も調べてみましたが、いかんともしがたいようです。これは再開する以外に。再開する場合の条件としては、町が直営か社会福祉法人ですよね。それから先ほど言いましたが、この施設を24年にオープンする段階で4本ほどのメニューで、1億4,000万近い町の持ち出しはあるんです。これ全部トータルしたらどうなります。3億6,000万からになると思います。たった7年間の間にそれだけの血税が出てしまう。これだけは私は避けたいと思ってるんです。そのために、私は雅荘に出すのであれば、もう1回頑張ってくれと、結局この7年間の事業は、いろいろ途中で経過はあったけれど

も穴埋めしないで済むわけです。補助金出してやるんだから。そういう中でもう1回面倒かもしれんけれども雅荘に戻ってこれないか、これ徹底的に話合いをしたのかどうか。これも私は伺いたいんです。それから先ほど言ったように、町が徹底して直営でやってみるっていうことも詰められているのかどうか。そういうことの上に立って、この補助金の扱いはシビアで極めて厳しくなかったらならないと思います。先ほど言ったことの積み重ねになりますから、言葉重なりますから簡単に言いますが、平成27年から小規模介護サービス施設の経営が傾いたというのは、恵福会だけではないんですから、雅荘だけじゃないんですから、他の事業所も全国の多かれ少なかれのところでも、皆そういう難儀を受けてるわけです。その時にそれぞれの施設なりに、そこそこの自治体なりに、いろいろな総合支援あるいは資金上の援助を経て、潰さないように歯を食いしばって頑張ってきたんです。だから悪いのは私は国だと思います。2,000年に介護保険スタートして、その後3年に1遍ずつ変えてきて、今なんて言われてますか、介護保険料は取るけれども介護なし、詐欺みたいなもんじゃないかという言葉さえ出てるんですから、そういうときに私は、雅荘の方、恵福会の方も含めて、大変なご苦労があったということについては重々承知しております。しかしこれも高齢者が必要とする施設なんだから、休業したり、廃止だということは避けたいという、そういう思いでこの問題に私、取り組んできたんです。私ね町長にもう1回申し上げますが、その点での雅荘との話合いはどうだったんですか。最初の段階では、全部自分たちでやるって言ったんだから、町は知らないよと。言葉悪いですけども、そういうスタンスであったろうということは容易にわかります。なぜかっていうと最初スタートした時に、雅荘と恵福会本体の間でプールにして経営するから、私たちは心配ありませんということ言ってるわけです。だからおそらくこのことは町長の頭の中にあると思うんです。その限りでは町長のとった態度を機械的に一律に町長おかしいじゃないかと言うつもりはありません。今日はここをはっきり申し上げておきます。さわさりながらどこで違うことになったのか。これは27年の全国的な介護保険制度の基準を改正したときです。がっかり悪くなったんですから、いろいろ細かい数字はあります。だけでも結局、収入入ってこなくなりました。そして雅荘だけではなくて他の介護サービス事業所でも一連の問題が起きたから、その時に私が心配しますのは、雅荘だけに特化して支援すると、これは他の事業所との矛盾が動きますよと、税金出すわけですから1カ所だけでなく、公平性、妥当性の無い税金を出して済むかという話になるわけですから、だから私は人件費高騰してるんだから、他の事業者にも人件費を補助するという形で補助金の、いわゆる税金の支援の均衡性、整合性図ったらいんじゃないかという提案をしてるんです。これは一般質問でもやってますから。ただそこについては町長は、講習を受ける時のお金出してやったんだから町は十分やってますっていう答弁なんだけども、ちょっと偉大なすれ違いなんです私にすると。それはさておきまして。つまり今の段階では恵福会に特化した整合性のない、客観性のない支援金というのは私は慎重であるべきだと思うんです。出すなら出して結構です。そこと整合性を持たせて他の介護サービス事業にも、これこれこれこれ制度化したので、あなた方も末永く頑張ってくれと、町と一体になってやろうと、こういう方向に出てこなければいかなものですかというふうに申し上げてるんです。そこで長くなりましたから終わりますけれども、そういう角度からの積算、町長やらせましたか。さっきの話だとやってますって言ったらそうですかという話になりますけども、違うでしょ、3,988万8,000何がし、

これほんの端数切っただけなんですから、端数処理まとめてゼロと、3,980万の補助金で出すわと。これはねそう判断されてもやむを得ないんです。本当に積算したっていうなら、積算した原本と修正した項目と、全部一覧表にして収支の差額出してください。その結果、数字として3,980万になったっていうなら、納得しますよ。1人ばかり話しても仕方ないから、ついでに言っておきますが、雅荘の運営にも欠点があるんです。問題点があったと私は見てるんです。当たってないかもしれませんが。介護職員処遇改善交付金の申請の遅れ、これあったと思います。ちょっと町長調べてみてください。これ申請遅れると補助金入ってこないから、やっぱり懐痛めるんです。他のところはやってたと思いますがね。それから人件費、特に常勤者の人件費、他の施設と比べてみてどうなんでしょうか。高いから悪いと私は言いません。そのスタッフを確保するために処遇する、人件費でカバーするということは、これはある意味ですばらしいことなんですから、そのことを非難するつもりはありません。しかし同時に人件費を抑えてなおかつ頑張っ歯を食いしばってやっていってちょうだいよという施設もあるのか無いのか。こういうことにも触れて、税を補助金として出すならば、少なくとも町内の事業者の公平性、妥当性、あとからガタガタ文句言わないように、あそこばかり出して、私たちにしてくれなかったと、どうしてくれるんですかというようなことが万が一にも無いように。それからついでだから言っておきますが、今、雅荘の中に什器備品、リース物件、事務機器、消耗品等の財政価値の持っている物件無いんですか。それはあるんだったらそれもトータルして、そこは赤字になりませんから、現物になる金は資産計算しなきゃないんですから、そういうのもどうなっているんですか。町長指示しましたか、そういうことは。それから現実に建物の所有権は恵福会ですから、これは24年8月16日ですか登記終わったのが。恵福会は結局、今この金額丸ごと決まるとすれば、少なくともその瞬間は、1円も懐を痛めることなく雅荘の建物本体は所有するということになるわけです。これに対する解決もきちんとしていないと思います。つまり私は何を言いたいかというと、今日この3,980万の補正予算をここで単純に通すということだけでは済まないもろもろの問題がありますので、町長どうです、一旦減額修正して他のものを今日通すと。これ私は賛成しますから。その上でこの補正予算から落とした3,980万については、速やかに、これは恵福会だって欲しいでしょうから、この金額ならね、速やかに今指摘した諸点をクリアできるだけの数字をきちんと求めて、遅くない時期に補正予算を提案するというふうになさったらいかかと思うんです。この点一つ町長の考え方を聞いておきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この提案している金額につきましては、これは担当課で十分精査した数字というふうに私は思っているところでございます。ただ、さまざま指摘がございました。そこまで広げるとなかなかこういった支援について厳しいなというふうには思わざるを得ないと。ただ雅荘につきましては、いろいろな経過がございます。確かに法改正による収入の減というのもございますが、1番大きなのは、休止にした1番の原因は、これ人材の確保ができなくなったということでありまして。制度改正による収支の悪化については、これ以前からその部分については町もしっかり応援して、維持、事業継続していただきたいということで議会にも相談をしながら、そうした措置を取らせていただいております。今回のこの件については、全くこれまでの状況と異なるという

ふう感じておりますので、これはそういうことで町としても、このまま恵福会に背負わせるということになりますと、本体の経営も立ち行かなくなるというような状況もございますので、これはそういった重大な局面を迎えた中での町の特別な支援というふうに考えていただきたいと思いたすし、このことについては総務厚生常任委員会の中でも説明をさせていただいて、理解をしてもらっているというところでございます。

ご理解いただきたいと思いたす。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長と私のやりとり噛み合ってません。私は助成金出すのに反対してません。出すのであれば他の施設との整合性、町民の納得の得れる正確な数字を積算する、その作業をいわずやるべきだということを申し上げてるんです。今質疑で聞いた限りでは、やってないんですはっきり言って。こういうふうに行ったという積算のバックデータが出てきませんか。やってないんです、要するに悪いですけど。だから、それはおやりになったほうがいいです。真剣にやってみた結果、やっぱり3,980万だということもあるかもしれません。しかし私はそういう数字には、ならないだろうと思いたす。その数字をここで出せと言っても無理ですから、1回は減額修正をして、理事者のほうからね。そのほうがカッコいいんです。議会から修正かけるよりは、一旦取り下げて、それを除いた本体部分をここで補正予算6号として可決するということが1番穏やかで、やわらかくて皆の顔が立つ方法なのかと思いたすので、議長1つ、議会運営委員会を開催してもらえませんか。今の点の協議をお願いしたいと思いたす。

○議長（真柄克紀君） 議論は丁寧にやるというのが、せとな町議会の原則でございますので、そういう希望があれば、まず議会運営委員会で一度協議をさせていただきたいと思いたすが、よろしいですか。

（「はい」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 議会議運営の皆さん第1委員会室にお集まりください。

皆さんにお諮りします。

この一般会計の方向性が出るまで時間を延長したいと思いたすが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、時間を延長することに決しました。

それでは暫時休憩します。

休憩 午後4時44分

再開 午後5時32分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

本案に対しまして菅原議員から、お手元に配付したとおり修正の動議が提出されております。したがってこれを本案と合わせて議題といたします。中断しておりました原案について質疑を再開いたします。



石原議員。

○9番(石原広務君) 休憩する前に恵福会への補助金の町側の説明を聞いて、私としては所管する常任委員会のメンバーであります、これ精査も全然してません。細かいところまではやってません。なぜああいう答弁をするのかなってというのは私としても疑問です。それと残念です。私は一環として3,980万を出すべきということは、恵福会からの要望を受けて常任委員会の場でも発言してました。今回、出す方向で常任委員会の調査を終了ということで判断した最大の理由は、町側がここに来て雅荘の開設を町側の責任だったと、請け負わせてしまったんだと、恵福会に迷惑をかけたような趣旨の発言があったから、だから町側が責任を持って、責任を認めて今回補填を決めた。町長、首かしげるところはないですよ。常任委員会での会議録今回間に合わなかったからありませんけれども、副町長先ほど、この会議でも言ってますから負わせてしまった。要望書にもあるんです。恵福会の要望書に理事長の名前で付託された。要は請け負わされた。確かにプールした形で、赤字が出たときには補填一切考えてませんよということもありました。国の制度の改正も確かに影響ありました。企業努力もなってませんという質問を私はこの本会議でも言ったことがあります。そういうことも、もろもろ含めて町長、今回、町側が出すというふうに決めたんです。最大の理由、恵福会の企業体質どうのこうのでないんです。町側が恵福会の雅荘を開設した。その責任を認めたというふうには私は判断したんです。常任委員会でもそういうふうに言わせていただきました。で恵福会が今までどおりリセットした形で、変わらなく今の老人ホームの運営とかも、このあと引き続きできるもんなりというふうになるための補助金と理解してますが、その確認をまた改めてさせてください。

○議長(真柄克紀君) 副町長。

○副町長(佐々木正則君) ご質問にお答えをいたします。12月3日の総務厚生常任委員会でもご説明したとおり、この雅荘の運営につきましては、先ほども申し上げましたが、いろいろな事情の中で町が恵福会にお願いしたという事情が1番大きいと思います。それと過去2度の赤字補填につきましては、運営上の中で介護報酬の減額、こういったことに起因するというふうに思ってますが、今回は残念ながら職員の確保、こういったようなものができなかったという点が1番大きいと考えております。ただ30年度の収支の不足分を補助すると、こういうことでございますので、私どもが精算していないというご発言もございましたけれども、事務方で詰めさせていただいて今回このようなことになったということでございます。

○議長(真柄克紀君) 石原議員。

○9番(石原広務君) 副町長、精査、精査って言うと、先ほど副議長もおっしゃってましたけど、雅荘に係る備品とかなんとかという細かいところまで精査はしてないんです、はっきり言って。そういうことを答弁されると、出してあげるべきですよ早く町長してくださいって言った私もちょっとひっかかった方向になるんです。今回出すのは精査云々じゃないんです。企業体質に対するに指導がどうのこうのじゃないんです。本体が行き詰まる状況に追い込まれて、本体の運営が引き続き継続できる、元に戻る、リセットされるということに対して町側が補填を決めた。町長だって6月くらいまで後ろ向きだったじゃないですか、はっきり言って。私が出すべきだって言ったら、いや石原委員のような考えの方もいらっしゃるけどくらいな言い方だったんですよ。そこに来てこ

こに出したってということは、雅荘の開設が町として失敗だったと、受け負わされたのも失敗だというふうに認めたんですねっていうことも、私はそういうふうに納得したんです。横山議員からも間接的に1番先に質問がありましたけど、これ補填することに関して、ほかの介護事業施設あるいは民間のこういう介護施設事業所にかかわる事業所からも、これ注目されてますから、私はそこも担保された、町側の姿勢というふうに理解しております。そこも繰り返し答弁になるかもしれませんが、ほかの事業所も、何だかの支援なりをしてくれるものなりと注目されておりますから、そこを町側の考えもう1回確認させてください。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） まずこの3, 980万は、平成30年度分の収支の不足分の補助ということでございます。したがってこれは恵福会で立て替えているということでございますから、それが無い場合については、やっぱり石原議員おっしゃるとおり恵福会本体に重大な影響があるというふうに思っています。

それから他の類似の介護施設につきましては、どういう状況になるかわかりませんが、まずこの恵福会の補助は特例といいますか、そんなことで考えていただきたいと思えますし、また今後、類似施設でそのようなことがあれば、またそれはその時点での協議といいますか、そういったことになってくると思えます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） しつこいようですけれども町長、この3, 980万を補填することによって恵福会として今の事業を今後も引き続き継続していけるというふうに私は理解してますが、町長もそれなりの支援と、できるだけの支持をしていく考えがあるのか。そこを確認したいっていうのは、その2年も前からいろいろな話が出て、枝葉が付いていろいろな話になってるんです。今働いてる現場抱える介護職員含めて、働いてる職員から不安視する気持ちもあるんです。私たちあそこに吸収されるの、私たちの行き場どうなるの、立ち位置どうなるの、立場どうなのっていうふうに不安を抱えてるんです。介護職員、看護師さんも含めて不測の状況だっていうふうに町長、認識してますよね。今回3, 980万、町側が補填すると決めた理由、今後も恵福会で今までどおり一生懸命働いていただいて、事業が引き続きこのあとも継続して、それなりの指導も含めた支援をしていくと。町長その強い決意というか、はっきりした明快な答えをしていただきたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどからお答えしておりますように、今回の補正につきましては、雅荘の単体の収支の差額ということでございます。それ以外、それ以上のはございません。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

道高議員。

○6番（道高 勉君） まずこの恵福会に対する要請といいますか3, 900万の要請のお願いがきたのが、5月27日付けということで総務厚生常任委員会の中で説明を受けました。私も今回、議員にならせてもらって、それ以前の経過についてはちょっと知る由もございませんけれども、これまでの議会に示された資料を見ますと29年度分の収支不足、これについても議会との協議の中で可決されて支援していると。そしてまた1, 900万につきましても運転資金借入金残高分とい

うことで補填について、これも町が提案して議会も可決されてるということの経過があるわけでございます。今回、結局5月にこういった助成に対するお願いが来て、6月の開催の総務厚生常任委員会の中で縷々説明を受けたという経過があります。こういうふうになってるのかと大変な問題だなというふうに私は理解しております。今回12月に開催された総務厚生の中でも、3,980万これについて助成をしたいということで常任委員会でも、提案されて協議を進めたところでございますけれども、私は基本的には、これまでの恵福会と町との協議がきちんと進められてきたのかと。それで精査この3,980万という根拠はどうなのかという思いもありました。それについては、きちんと確認する必要があるということでありまして、だけでも町から示された以上はきちんと精査して、そして町長の決裁をもらいながら今回出されたものだろうというふうに私は理解をしながら来たわけでございます。それで結局30年度からの議会との協議の中で、3,900万っていう助成額の中での基本的な考え方、これ助成するには今の恵福会との再開といいますか、そういったものがきちんとセットされた中での協議が行われていたのかどうかって話です。今になって結局その辺の事もどうなんだということが出てきておりますので、私はおそらくその辺の見解について、町はどのように今思ってるかって、総務厚生常任委員会の中では、私が確認したところ、これはセットと別にしてくださいということのお話もいただいたわけございまして、3,980万とそしてこれからの課題、雅荘の再開についてどうすんだということも、私の懸念の材料でございましたけれども、そこは区別して協議しようということを進めたわけございまして、その辺どのように見解をお持ちなのが、お伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただいまの質問につきましては、総務厚生常任委員会の中でもご答弁を申し上げたというふうに思ってるわけでございますけれども、まず助成と今後の再開については、今もって区別してということを進めているところでございます。したがって一般質問の中でも町長答弁申し上げましたけれども、ある法人と協議を進めているというのが、そういった取り組みになるんだろうというふうに思っているところでございます。それとこの恵福会ですけれども、随分頑張ってるられて、職員不足についても専門学校の訪問ですとか、ホームページでの募集ですとかいろいろ手を尽くされた中で、最後の最後まで来てここに至ったということでございますので、町としては、恵福会に影響を及ぼさないというような判断で今ここにきているということでございます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） やはり恵福会が経営を7年されて一生懸命、町からの依頼によって利用されてきたという本当に経過があって、これは本当に大変な経営努力も重ねながら頑張ってるられたのかというふうには敬意を表するわけでございますけれども、しかしこのような事態に至ったということは誠に残念でございます。私としても本当に残念でございます。何とかこれは再開に向けた道を探す。町長もほかの事業者ということもありましたけれども、これもまだきちんとした答えも出ておりません。ですから私は、恵福会がきちんとした安定的な、やっぱり経営体制を図ってもらって、これまでのきちんとした経営をされた努力というものは、やはり雅荘に負担をかけさせた中で、これは町としても大きな責任あるだろうと思うわけでございます。ですから私はこのセットで

でなくて、3,980万というものが、町にとっては大変重たい負担額でございます。しかしこれを恵福会の職員体制だとか、それから入っておられる入所者の皆さん方とのそういう安定した中でサービス関係、これはきちんと守っていかないと。これはやっぱり町の責務であろうと思っておりますので、ですからこれまで町と恵福会のやりとりの中で、きちんとしたそういう公同士の話、そして社会福祉法人としての役割責務が、お互いにやはり両輪で、これは守っていかないと。ならないということの思いがあるならば、これは町はきちんともう1回対応してあげるべきでないかと思えます。私は精査はきちんと担当者がやっとなら、これは私は本当に信じる次第でございます。町も町長もきちっとそれは決裁取られたと思えますから、それで良としながら私はこれからの恵福会について不安を与えないような姿勢が必要でないかと思えますが、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） ご答弁を申し上げます。まず再開に向けた道を探すということにつきましては、一般質問の中でもご答弁を申し上げたところでございまして、非常に時間といいますか、期限が切迫しておりますけれども、最大限の努力をしてまいりたいと思えますし、また恵福会、きたひやま荘ですね、これの安定的な経営運営ということにつきましては、入所されている方々に少なくともしお寄せがいかないというようなことを第1にしながらやっていただきたいと思えますし、町からもそのようなことでお願いをしなければならないと思っております。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑希望ございますか。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） ほかの議員からいろいろな意見あったんですけども、私はこの件について自分で、今年の5月の末に町のほうに要請があったっていうこと、ここについてちょっともうかれこれ半年以上前に提案あって、今までいろいろな意味できてる。今回補正に上げたということだと思えます。だから別に中身について知りたいという意見も当然それはあるけれども、法人という関係からいけば、最後まで町の直轄でないから入っていけないけれども、そういう意味で時間的な要素は十分あって、内容については、ちゃんとやったよってという言葉、それ私信じたいと思えます。そういった点で今回のこの件については、討論ではございませんけれども、このような形で進めるのもありだ。そして1番大事なことは、今皆さん申されてますけれども3,900万出すことがいいか悪いかでなくて、これから恵福会がちゃんとした形で継続して老人の福祉のほうにやっていたらどうか、そのための補正であるという観点から考えると、やはり今後しっかりとした運営、そしてまた雅荘の再開に向けたことにつけても、その辺も含めてしっかり運営経営していただきたいというものについては、これは発展的な投資でないかと思えます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） それは質疑ですか、要望ですか、討論ですか。

○10番（平澤 等君） 意見です。

○議長（真柄克紀君） 答弁ありませんね。

○10番（平澤 等君） あったらお願いします。なかったらいいです。

○議長（真柄克紀君） 意見じゃなくて、質問でしょ。

町長。

○町長（高橋貞光君） 質問ではございませんでしたが、貴重なご意見をいただいたというふうに思っております。いずれにしましても入所者に不安を与えることのないよう、私たちとしてもしっかり取り組んでまいりたいと。また雅荘の再開についても、これ一般質問でもございました今鋭意最大限の努力しているというところでございまして、これにつきましても引き続き一生懸命取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

石原議員。

○9番（石原広務君） 補足資料の5ページ、下段の漁業チャレンジ支援事業の補助金で、この事業要望の追加、これもしその説明してたんであれば失礼なことになるんですけど、この補助金の追加、この内容、伝えていただける分だけ伝えていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 横川水産林務課長。

○水産林務課長（横川洋二君） 漁業チャレンジ等支援事業の補助金の298万7,000円の追加についてお願いしてるわけでございますが、当初予算500万で予算付けていただきましたが、今日までで補助決定額が464万6,000円ということになっておりまして、これについては船外機など、コスト低減対策事業に対する事業ほとんどそれで占めております。それで今回補正するものは、ユニック付中古船購入とホタテ養殖漁業用中古船購入、その他で334万1,000円の増になっておりまして、298万7,000円を補正願うというところでございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 失礼しました。産業教育常任委員会の資料で、今担当課長からの説明でなるほどなと思ったんです。なぜこういう質問をするかっていうと、また3月の定例会の時に何らかの一般質問なりも考えてるんですが、今年の決算、昨年度の30年度決算の時に、執行率あまりにも低かったわけです。いろいろな要因は担当課のほうも、町もわかってる中で、この令和元年度の執行率というところのどのような状況に今の段階でなるか、ちょっと確認させてください。

○議長（真柄克紀君） 横川水産林務課長。

○水産林務課長（横川洋二君） 執行率といいますと予算額500万円に対して、798万7,000円で最後補正いただいたときに、出る数字でありますので100%以上は超えてると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑はございますか。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） 補足資料でございすけれども、これでは7ページ、その1でいうと31ページになります。職員給与費について教えていただきたいと思います。今回の補正については一般財源から907万9,000円の補正をするということになってます。31ページの明細書によりますと、この中では給与についてはマイナスの824万8,000円、そしてまた特別職、一般職についての合算でございすけれども、一般職については811万3,000円減額となってる。そして職員手当等に含めてでございすけれども、時間外勤務手当が1,300万っていう金額、あとその他もろもろあるんですけども、このあたりの中身について、今回先議された内容のものに含

まれるってということで考えていいのか、この内容についてどういようなことがあるのか、話せる範囲で結構でございますけども、教えていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） ただいまの質問ですが、給料については824万8,000円の減ということで、これそもそも人事院勧告で増えるという部分、若年層の増える部分もろもろ計算すると、人勧の部分としては389万のプラスでございます。このマイナスになった要因については、会計間の人事異動、今年度の部分について、今回初めて精査させていただくことと、退職者が1名と今月いっぱいではめられる方1名いらっしゃいます。その部分の精査でございます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 退職者によって今回のこの給与について824万についてそれは本来払う目的だったのが、払わなくてもよくなったからということでマイナスにしたということなんですけども、それじゃそれに合わせて、この明細に書いてある時間外勤務手当1,300万ってということにして、今回の補正で金額載せてます。これについて、これは想定されるものであれば想定分の範囲ですけども、新たに補正として1,300万組み込んだってということの根拠をお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 時間外手当については、実績で若干、今月支払う部分においては超えてる部分と、時間外部分今後予想される部分について今回補正させていただきました。もう既に若干超えてる部分あるんです今月の部分において。その部分と今後の精査して今後の見込みです3月までの、それを見させていただきました。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） しつこくする気はないんですけども、やはり金額が大きくなると、これは最初の当初予算の中で想定外のことが発生したのかなっていう思いをするんです。わずか100万とか200万の範囲ならともかく、1,300万という時間外手当が出るということは、何か特別な事情があったのかというふうに詮索するわけなんです。今の説明は受けたんですけども、やはりそれは職員の給与計画の中で、このぐらいのものがあるんだろうと。上に書いてある退職によって減額なったこれは全然理解できるんです。ところが手当が増えるよってということは全然想定外だったのかと。そういうことでなければ、それじゃあ前もって予算の中で設定していくべきでなかったのかと。だからそういう不可抗力的なことがあったのかっていうこと私伺ったんです。

○議長（真柄克紀君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 実際は当初予算においては、前年度よりは少なく見させていただいたんですけども、それに反して非常に各種いろいろな業務、事情ございまして、当初、総務課で人件費見てるわけですけども、予想以上に時間外が発生してしまったということでございます。この時間内については、私たちも毎月、当然いろいろな形で抑制をお願いしてるわけですが、時期、時期に至っては、担当課ごとに、のんびきならない行事いろいろな業務等ございまして、実際このような数字になってございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番(道高 勉君) 関連で今の時間外勤務手当の関係ですけど、これは全職員のまとめたものということですけど、今の働き方改革ではないけど、きちんとした時間数っていうか、本当に職員も平日の勤務外に、やはり事務処理をしなければならないっていう大変な状況になってるという話も伺っているんですけど、その辺のきちんとした制限というのか、そういったチェックっていうか、そしてそういう職員に対するそういうルールってありますか、そういったものっていうのは今どうなってますでしょうか。

○議長(真柄克紀君) 総務課長。

○総務課長(原 進君) 正直な話、ある程度きちんとした形で、例えば人件費総額の6%ぐらいが人件費で時間外で見てるわけなんですけど、ここ最近ですと、どうしても新規の事業だとか、国の法改正によっていろいろな形で町でやらざるを得ない事業がなってきたときに、当然どうしても世代的なもので、当然ベテランの職員さんが退職されて、新人さんが入ってくると、そういう部分で、ちょっと合併後、今非常に苦しい年代的に、ちょうど35歳から40歳ぐらいまでの1番本当に一生懸命仕事をしていただきたい、皆さんもそうだと思うんですけども、その世代がやっぱり合併当初採用しなかったことによって、ちょっと薄い部分もありまして、なかなか私たちが思ってるような形で推移はしてないんですが、その辺については徐々に改善しつつありますので、これについては本当にお願いすると、当然、今議員おっしゃったように健康管理、当然私たちも職員の皆さんには、当然、健康管理気をつけてるわけですから1人当たりの過重等にならないような形で、今後、当然職員の適正化人員というのものもあるんですが、それらを計画しながら何とか時間の抑制については、工夫しながらやってきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(真柄克紀君) 道高議員。

○6番(道高 勉君) 確かに定員の管理上これから職員が増えるんじゃないかと、減員するということにもなるかと思ひます。行政改革の見直しがこれから行われれば、そうなると思ひますけれども、その分やはり職員に負担がかかって、要するに業務量が減ればいいんでしょうけども、こういった世の流れですから新しいものがどんどん入ってきて抱えすぎちゃってと、1番心配するのは、特定の職員が一生懸命やり過ぎて病気になるのが1番問題なんです。ですからそこはきちんとした対応策をちゃんとしていかないと。人事管理をしていかないとやっぱりならないということで、これはやっぱり庁内あげてそういうことについての再検討といいますか、図るということでの配慮といいますか、そういうのはないとならないのかというふうに思ひますが、その辺どうでしょうか。

○議長(真柄克紀君) 副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今の議員からの健康管理の面でのご質問がございましたけれども、月60時間を超える職員につきましては、私が面談をいたしまして、その状況を把握してるということでございまして、しかもこの時間外勤務手当ですから課長からの命令でございまして、そういった部分も含めながら健康管理に意を用いているということでございまして、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長(真柄克紀君) ほかに質疑希望ございますか。

(「なし」という者あり)

○議長（真柄克紀君） なければこれで一般会計の質疑を終わります。

次に、本修正案の提出者の説明を求めます。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは議案第1号令和元年度せたな町一般会計補正予算第6号に対する修正動議を提出いたします。

質疑の中で尽くされておりますので重ねては申し上げませんが、本修正案は、北檜山恵福会運営事業助成金充当の3,980万円の歳入歳出にわたるそれぞれの減額補正をするものであります。

内容は以上であります。

○議長（真柄克紀君） 説明は終わりました。本修正案への質疑を許します。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 無いようですのでこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。まず原案に賛成の方の討論を許します。

柘田議員。

○2番（柘田道廣君） 先日の総務厚生常任委員会で恵福会雅荘に対する補助金の議論が多くなされ、雅荘は町が恵福会にお願いをしたという経緯、また現在、恵福会自体が営業に対して危機的な状態であるという説明がありました。最悪の事態はなんとしても避けるべきとの思いと、先日、提出された資料を拝見した中で精査されているものと思い賛成をしましたので、今回も賛成をさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 次に原案及び修正案に反対の方の討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 原案に賛成の方の討論を許します。

横山議員。

○8番（横山一康君） 私は賛成の立場で討論させていただきたいと思います。この3,980万円という補助金は財政が厳しくなる中、大変、厳しいものだと思っております。しかし総務厚生常任委員会でも議論してまいりました。この補助金がないと恵福会本体自体の経営が厳しくなることも十分その中で承知することができました。この補助金を投入することにより町の老人福祉計画がさらに発展すること。また何よりも施設を利用する方、そして施設で働く方が安心感を持ってその施設を利用できるようにするよう願っております。加えて、今後このような支出をできる限り抑制するべく、町側がしっかり当該団体と連携していくことを願って賛成討論とさせていただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 次に修正案に賛成の方の討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） これで討論を終結いたします。

これから採決を行います。

まず本案に対する菅原義幸議員から提出された修正案について起立により採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）



○議長（真柄克紀君） 起立少数です。  
したがって修正案は否決されました。  
次に原案について起立により採決いたします。  
原案に賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。  
したがって、議案第1号令和元年度一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第10、議案第2号令和元年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その1の35ページからでございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から79万9,000円を減額し、補正後の予算総額を13億2,262万5,000円とするものでございます。

その内容でございますが39ページでございます。歳出では1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では80万円の減額は、給与改定による人件費の精査によるものでございます。

3款1項1目ともに国民健康保険事業費納付金では、今年度の納付金が確定したことによる端数処理で不足が生じますことから1,000円の追加をお願いするものでございます。

なお歳入では、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容については提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思っておりますので、内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。  
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。  
これより採決いたします。  
お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第11、議案第3号令和元年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から66万9,000円を減額し、補正後の予算総額を1億5,040万1,000円とするものでございます。

その内容でございますが、事務費負担金、保険料等負担金の精算について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案書45ページをお願いします。まず歳出からご説明申し上げます。2款1項1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金で66万9,000円の減額、事務費負担金の確定による減額と合わせ、保険料等負担金の減額をお願いするものです。

これに伴う歳入でございます。44ページをご覧ください。1款1項ともに後期高齢者医療保険料、1目保険料では、保険料調定額が見込みを上回っていることにより250万8,000円追加。

3款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金等の減額により323万円の減。

4款1項1目ともに繰越金では、前年度繰越金で5万3,000円を追加し、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第12 議案第4号

○議長（真柄克紀君） 日程第12、議案第4号令和元年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に8万9,000円を追加し、補正後の予算総額を10億3,506万1,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、給与改定に伴う人件費の精査、介護給付費負担金等返還金などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案の52ページ、歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額27万5,000円の追加につきましては、2節給料から4節共済費で、給与改定による人件費の精査として46万4,000円の追加、18節備品購入費では、コピー機購入事業分執行残18万9,000円の減額、また介護保険システム改修業務23万4,000円が国庫補助の対象となったことにより、国庫支出金へ財源振替するものであります。

次に3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費では、補正額44万4,000円の減、2目包括的支援事業費社会保障充実分、補正額4万2,000円の追加につきましては、いずれも給与改定による人件費の精査、また3目任意事業費交付金対象分、補正額2万3,000円の追加につきましては、ケアプラン作成点検スキルアップ推進業務の精算によるものです。

次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金、補正額19万3,000円の追加につきましては、前年度分介護給付費等の実績に伴う額の確定による超過交付分の返還金であります。

これに伴う歳入でございますが50ページをご覧ください。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料及び3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金につきましては人件費等の精査、5目介護保険事業費補助金で23万4,000円の追加は、介護保険システム改修業務の国庫補助対象に伴う増額。

5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金及び7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金につきましては、人件費等の精査、3目その他一般会計繰入金で4万1,000円の追加は、人件費の精査とコピー機購入に伴う執行残。

8款1項1目ともに繰越金では、前年度分介護給付費等返還金への充当分として、前年度繰越金19万3,000円をもちまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

#### ◎日程第13 議案第5号

○議長（真柄克紀君） 日程第13、議案第5号令和元年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に17万7,000円を追加し、補正後の予算総額を6,081万円とするものでございます。

その内容でございますが、59ページでございます。歳出では、1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費では、デイサービスセンター車庫のシャッター修繕として16万3,000円の追加、3項介護予防支援事業費及び4項居宅介護支援事業費では、給与改定による人件費の精算について補正をお願いするものでございます。

歳入では、一般会計繰入金及び前年度繰越金をもちまして収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容は提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第6号

○議長(真柄克紀君) 日程第14、議案第6号令和元年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案その1、61ページでございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に219万6,000円を追加し、補正後の予算総額を3億3,125万9,000円とするものでございます。

その内容でございますが65ページでございます。歳出では1款事業費用、1項営業費用、1目総務費では、給与改定による人件費の精査による追加、2目維持管理費では、水道車両修繕の追加をお願いするものでございます。

2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費では、配水管漏水修繕の追加をお願いするものでございます。

歳入では、前年度繰越金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 内容については提案理由の説明で、ご理解できると思います。

内容説明を省略し質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第7号

○議長（真柄克紀君） 日程第15、議案第7号令和元年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その1の67ページでございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に203万9,000円を追加し、補正後の予算総額を3億6,755万2,000円とするものでございます。

その内容でございますが71ページでございます。歳出では、1款事業費用、1項営業費用、2目管渠費では、北檜山第4ポンプ場の汚水ポンプ修繕及び舗装等修繕の追加をお願いするものでございます。

2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費では、給与改定による人件費の精査について、お願いをするものでございます。

歳入では、一般会計出資金及び前年度繰越金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容は提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第8号

○議長（真柄克紀君） 日程第16、議案第8号令和元年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算の主なものでございますが、収益的支出では、給与改定による人件費の精査や検査技師紹介手数料等の経費の精査、資本的収支では、医

師貸付金返還金、医療機器等購入費の精査などをお願いするものでございます。

内容につきましては、病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

西村国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それでは内容の説明をいたします。せたな町立国保病院分の収益的収支から説明を申し上げます。はじめに81ページの支出から説明いたします。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、1目給与費では7万4,000円の追加でございます。1節給料37万5,000円の追加は、職員の採用及び退職、人事院勧告に伴う人件費の精算によるものでございます。次に、2節諸手当及び82ページの5節法定福利費では、1節と同様に扶養手当ほか、各種手当及び共済組合負担金などの精査でございます。3目経費では112万1,000円の追加でございます。2節の普通旅費は、看護師及び臨床検査技師に係る赴任旅費の追加、15節手数料は、人材派遣会社を介して11月から勤務していただいている臨床検査技師に係る紹介手数料でございます。

これらに対する収入は80ページに戻りまして、1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益、2目外来収益で119万5,000円の増収を見込み、収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして国保病院分の資本的収支の説明を申し上げます。84ページの支出から説明させていただきます。1款せたな町立国保病院資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産取得費、71万6,000円の減額は、1節の医療機器購入費では、内視鏡システム及び財務会計システムの入札執行残の精査でございます。2節の医師送迎用車両購入費も入札執行残の精査でございます。

続きまして収入ですが83ページになります。1款せたな町立国保病院資本的収入、1項1目ともに他会計出資金295万1,000円の減額は、医療機器等購入分236万7,000円の減、医師確保対策貸付金分58万4,000円の減となっております。3項1目ともに貸付金返還金1,540万8,000円の追加は、7月に退職されました医師から貸付金の未償還基金分が一括返済されたことによるものでございます。続きまして4項1目ともに他会計補助金412万5,000円の追加は、国民健康保険直営診療施設整備補助金でございます。

続きまして瀬棚診療所分の収益的収支について説明申し上げます。86ページの支出からでございます。2款瀬棚診療所費用、1項医業費用、1目給与費の1万9,000円の追加は、2節諸手当及び5節法定福利費で人事院勧告に伴う期末勤勉手当及び共済組合負担金の精査でございます。

続きまして収入でございますが85ページをご覧ください。2款瀬棚診療所収益、1項医業収益、1目外来収益で医科の収益を1万9,000円追加し、収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして大成診療所分の収益的収支についてご説明申し上げます。88ページの支出から説明申し上げます。3款大成診療所費用、1項医業費用、1目給与費11万6,000円の追加は、2節諸手当及び5節法定福利費で人事院勧告に伴う期末勤勉手当及び共済組合負担金の精査でございます。

次に収入でございます。87ページをご覧ください。3款大成診療所収益、1項医業収益、1目外来収益で医科の収益11万6,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして89ページの大成診療所分の資本的に収入についてご説明申し上げます。3款大成診療所資本的収入、1項1目ともに他会計出資金259万2,000円の減額は、医療機器等購入費分でございます。全自動錠剤分包機でございます。これにつきましては、次の2項1目ともに企業債510万円の追加でございますが、ただいま申し上げました全自動錠剤分包機の過疎債の追加をしてございます。

なお、これに係る支出につきましては、既に予算計上しておりますことから、今回は収入のみの補正となるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

#### ◎日程第17 議案第9号

○議長（真柄克紀君） 日程第17、議案第9号せたな町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その2の1ページでございます。議案第9号せたな町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例についての提案理由を申し上げます。フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する規定を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第9号せたな町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例について説明させていただきます。2ページからでございます。第1条では、当条例の趣旨でございますが、フルタイム会計年度任用職員の給与に関する事項について定めるものでございます。



なおフルタイム会計年度任用職員の定義といたしましては、1週間当たり38時間45分を勤務する職員でございます。

第2条ではフルタイム会計年度任用職員の給与について定めております。

第3条ではフルタイム会計年度任用職員の給料は、職種区分に応じた給料表によるものとしており、その職務内容等により、5ページ別表、等級別基準職務表の級に分類し適用するものとしており、給料表については、職員と同じものを使用いたします。

第4条では給料の号給の基準、第5条で、給与の支払い方法、第6条ではフルタイム会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額について定めております。

第7条から第14条までは、フルタイム会計年度任用職員の各種手当等について定めており、第7条時間外勤務手当、第8条休日勤務手当、第9条夜間勤務手当、第10条勤務1時間当たりの給与額の算出、第11条宿日直手当、第12条期末手当、第13条通勤手当、第14条特殊勤務手当についてそれぞれ定めております。

第15条では休職中のフルタイム会計年度任用職員の給与については、支給しないことを定めております。

第16条ではフルタイム会計年度任用職員の給与から控除できるものについて定めております。控除できるものの例といたしましては、生命保険料などがございます。

4ページでございます。第17条、委任といたしまして、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとございます。なお附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものとございます。

以上で説明を終わります。

審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

#### ◎日程第18 議案第10

○議長（真柄克紀君） 日程第18、議案第10号せたな町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第10号せたな町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例についての提案理由を申し上げます。パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規定を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第10号せたな町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について説明させていただきます。8ページでございます。第1条では当条例の趣旨でございますが、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する事項について定めるものでございます。

第2条ではパートタイム会計年度任用職員の定義について定めております。なおパートタイム会計年度任用職員につきましては、1週間当たり38時間45分に満たなく勤務する職員でございます。

第3条ではパートタイム会計年度任用職員の報酬について定めており、第1項では報酬額についてフルタイム会計年度任用職員の給与に基づき、第2項から第4項までに規定する計算により決定することとしております。第2項については月額報酬、第3項では日額報酬、第4項では時間外報酬とそれぞれの計算方法について定めております。第5項では報酬のほか、時間外報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、特殊勤務報酬、宿日直勤務報酬及び期末手当並びに費用弁償の支給について定めております。

第4条では第1項から9ページ、10ページの第6項までにパートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬にかかわる要件、計算方法について定めております。

10ページでございます。第5条では休日勤務報酬、第6条では夜間勤務報酬、第7条では特殊勤務報酬、第8条では宿日直にかかわる報酬をそれぞれ定めております。

第9条では第1項第1号でパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給要件、第2号で期末手当にかかわる支給額の算出について定めております。第10条では、報酬の支給方法等について、第1条では勤務1時間当たりの報酬額の算出について定めております。

次に12ページでございます。第12条では、報酬の減額について定めております。

第13条では町長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等を定めており、職務の特殊性など、その他特別な事情により、この条例の規定によることが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員の報酬及び期末手当については、町長が別に規則で定めることとしております。例といたしましては、医療職でございます医師ですとか、薬剤師等となります。

第14条では、パートタイム会計年度任用職員の通勤にかかわる費用について定めており、第15条では出張にかかわる費用の弁償について定めております。

第16条ではパートタイム会計年度任用職員の休職中の報酬等を定め、第17条では給与控除の範囲について定めております。

第18条、委任といたしましては、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとございます。なお附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものとございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

道高議員。

○6番（道高 勉君） この制度、仕組み会計年度任用職員というものは、地方自治法の改正によって、令和2年4月1日から全国的に施行されるということになるわけです。各町ではそれぞれ条例の改正でこのような形があると思います。やはりこれまでにパートだとか、臨時職員として採用された人方が、こういった身分的にきちんと保証されたということになりますけれども、これから4月以降に募集される事務手続において、きちんとした説明だとか、それから人員確保ということもあるかと思うんですけども、その辺についてどういった判断をもって、そういった制度にあった職員体制、この制度によりますと、分限処分だとか、いろいろなことが出てまいります。その辺の指導だとか、どのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） ただいまのご質問ですが、現在、町で予定しているパートタイム任用職員、全部予算査定終わったわけとございますが、大体200人ちょっとを予定してございます。それらの方にきちんと制度を理解していただくために、パートタイムの人数の多い認定こども園、病院、あと全体で1回、計3回を説明会に充てて該当する皆様にご案内を差し上げているところでございます。またそれ以外にどうしても出られない方については、個別に総務課で対応させていただくということで、きめ細かく制度について理解していただけるようにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第11号

○議長（真柄克紀君） 日程第19、議案第11号せたな町法務専門調査員の任用等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第11号せたな町法務専門調査員の任用等に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。会計年度任用職員制度の導入により、地方公務員法及び地方自治法等の一部が改正されたことに伴い関係条例の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第11号せたな町法務専門調査員の任用等に関する条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。会計年度任用職員制度の導入により、地方公務員法及び地方自治法等の一部が改正されたことに伴い関係条例の整備を図るため、8本の条例の一部改正について一括で改正をお願いするものでございます。

17ページからの新旧対照表で説明させていただきます。右側改正前、左側改正後でございます。第1条、せたな町法務専門調査員の任用等に関する条例の一部改正でございます。

第3条、身分でございます。第3条中、第3条第3項第3号に規定する特別職を、改正後では第22条の2第1項第1号に掲げる職員に改めるものでございます。せたな町法務専門調査員の身分を特別職に属する公務員からパートタイム会計年度任用職員に改めるものでございます。

次に第2条、せたな町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

第3条、休職の効果でございます。改正後では、第3項の次に第4項の文言を新たに加えるものでございます。

第4条、失職の例外でございます。第4条中、第16条第2号を、第16条第1号に改めるものでございます。改正前の第16条第2号に該当する者は、禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることが無くなるまでのものであります。また改正後の第16条第1号に該当する者は、成年被後見人または被保佐人でございます。

次に18ページでございます。第3条せたな町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

第4条、減給効果でございます。改正後では、第4条中、給料の次にパートタイム会計年度任用職員にかかわる報酬額に関する記述を加えたものでございます。

次に第4条、せたな町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

第3条、報告事項でございます。第3条中、占める職員の次に、改正後では、及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を加えるものでございます。同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員とはフルタイム会計年度任用職員でございます。

次19ページでございます。第5条、せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

でございます。

第19条、非常勤職員の勤務時間、休暇等でございます。第19条中、その職務の性質等を考慮しての次に、改正後では、町長の定める基準に従いを加えるものでございます。

次に第6条、たな町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第7条、育児休業をしている職員の期末手当等の支給でございます。第7条第2項中、基準日に育児休業をしている職員、の次に改正後では、（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）を加えるものでございます。

第8条、育児休業した職員の職務復帰後における号俸の調整でございます。第8条中、育児休業した職員、の次に改正後では、（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）を加えるものでございます。

次に20ページでございます。第7条、公益的法人等へのせたな町職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。

第2条、職員の派遣でございます。第2条第3項第3号中、地方公務員法第22条第1項を、改正後では、第22条に改めるものでございます。

次に21ページでございます。第8条、せたな町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。改正前、別表の下段、交通安全指導員、年額3万5,000円、次に22ページでございます。交通安全街頭指導員、月額6万6,000円、法務専門調査員、日額2万円については、せたな町非常勤特別職員から区分が変更されますので、改正後では、別表から削除されます。なお附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第20 議案第14号

○議長（真柄克紀君） 日程第20、議案第14号せたな町表彰条例等の一部を改正する条例につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その1の67ページでございます。議案第14号せたな町表彰条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第14号せたな町表彰条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことに伴い関係条例の整備を図るため、4本の条例の一部改正について一括で改正をお願いするものでございます。

71ページからの新旧対照表で説明させていただきます。右側改正前、左側改正後でございます。第1条、せたな町表彰条例の一部改正でございます。

第4条、功労表彰対象の除外でございます。第4条中、第1号を、改正後では削除して、2号、3号、4号をそれぞれ繰り上げるものでございます。成年被後見人等の権利権限が見直されたことにより、改正前では、成年被後見人及び被保佐人については功労表彰の対象外でございましたが、改正後では、功労表彰の対象となりうるものでございます。

次に第2条、せたな町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正でございます。

第2条、登録の資格でございます。第2条第2項第2号成年被後見人、を改正後では、意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）に改めるものでございます。

第3条、登録印鑑でございます。第3条第3項中、住民が住民票の備考欄に記載の次に、改正後では、下線部の内容を加えるものでございます。

次に72ページでございます。第5条、印鑑の登録でございます。第5条第4項第4号中、下線部の文言を、改正後では、全部削除するものでございます。

第13条、印鑑登録の抹消でございます。第13条第2項第3号、後見開始の審判を受けたとき、を改正後では、意思能力を有しないものとなったときに改めるものでございます。次に同項第5号中、下線部の文言を、改正後では、したときに改めるものでございます。

次に73ページでございます。第3条、せたな町職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。

第3条、旅費の支給でございます。第3条第3項中、第16条第2号もしくは第5号を、改正後では、第16条各号に改め、場合には、を改正後では、ときは、に改めるものでございます。同条第5項中、以下この条において同じ、を改正後では、削除するものでございます。同条第6項中、旅費の支給を受けることができる者、の次に改正後では、（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）を加えるものでございます。

次に第4条、せたな町公共下水道条例の一部改正でございます。74ページでございます。

第7条については、配水設備工事等を行う際の指定の申請について定めているものでございます。第7条第3項第1号中、アからエまでを、改正後では、アからオまでに改めるものでございます。

第8条については、指定の基準でございます。第8条第1項第4号中、改正前、アからエの下線部について、改正後では、オを追加して、下線部の文言にそれぞれ改めるものでございます。なお附則といたしまして、1、この条例は公布の日から施行するものでございます。2、この条例の施行日前に、この条例による改正前の条例又はこれに基づく規則の規定に基づき行われた処分その他の行為については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

#### ◎日程第21 議案第15号

○議長（真柄克紀君） 日程第21、議案第15号せたな町手数料条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第15号せたな町手数料条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により、令和元年10月1日から消費税率が引き上げられたことに伴い、本町公共料金について消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第15号せたな町手数料条例等の一部を改正する条例について説

明させていただきます。令和元年10月1日から消費税率が引き上げられたことに伴い、本町公共料金について消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、50本の条例の一部改正について一括で改正をお願いするものでございます。

内容につきましては、現在せたな町手数料条例等で定められている本町公共料金は、消費税率が内税で8%を転嫁しておりますが、令和2年4月1日より10%に引き上げるものでございます。転嫁にかかわる基本的な事項でございます。金額の表示は内税とし10円単位とするものとして、現在、円単位で規定されているものは、円単位といたします。また転嫁の計算方法でございますが、現在の料金を1.08で割り返し、1.10掛けて計算し、10円未満の端数は切り上げるものいたします。

それでは110ページからの新旧対照表で説明させていただきます。右側改正前、左側改正後でございます。はじめに今回北海道の条例に料金合わせ改正する条例について説明させていただきます。

第1条、せたな町手数料条例の一部改正でございます。別表第2、開発行為等の許可申請等に関する手数料でございますが、110ページから119ページになります。改正後では、北海道の単価に合わせ改めております。

次に169ページでございます。第43条、せたな町港湾施設条例の一部改正でございます。これにつきましても169ページから177ページの各施設の使用料につきましては、改正後では、北海道の単価に合わせ改めております。

それ以外の58本の条例は、転嫁について先ほど説明させていただいた計算方法で改正しておりますので、よろしく願いいたします。なお附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。  
（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。  
討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。  
これより採決いたします。  
お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第22 発議第2号



○議長（真柄克紀君） 日程第22、発議第2号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付したとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

#### ◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） お諮りいたします。

今定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

#### ◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上で令和元年第4回せたな町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりどうもご苦勞さまでした。

ありがとうございました。

閉会 午後7時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年1月14日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 平 澤 等

署名議員 菅 原 義 幸